目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄(下線部分)をクリックすると、 該当ページまで移動します。

出席議員	2
第 1	会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第 2	一般質問
<u>高</u> 久	時 男 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
1	文化複合施設整備方針の見直しについて
2	デマンド交通システムの導入について
安 田	知 己 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
1	マイナンバー制度について
2	子どもの遊び場の整備について
3	文化複合施設について
<u>木 村</u>	範 雄 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
1	住みよい利府町に向けて
2	待機児童の解消に向けて
3	安全保障関連法案ストップに向けて
鈴木	晴子 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	認知症徘徊対策について
2	地域包括支援センターの充実について

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS 第1水準漢字」を使用しています。 このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

平成27年9月利府町議会定例会会議録(第4号)

出席議員(18名)

1番	鈴	木	晴	子	君	2番	西	澤	文	久	君
3番	後	藤		哲	君	4番	小	渕	洋-	一郎	君
5番	安	田	知	己	君	6番	木	村	範	雄	君
7番	土	村	秀	俊	君	8番	吉	岡	伸_	二郎	君
9番	高	久	時	男	君	10番	鈴	木	忠	美	君
11番	吉	田	裕	哉	君	12番	永	野		渉	君
13番	及	JII	智	善	君	14番	遠	藤	紀	子	君
15番	渡	辺	幹	雄	君	16番	郷オ	占近	隆	夫	君
17番	羽	Ш	喜	富	君	18番	櫻	井	正	人	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町					長	鈴	木	勝	雄	君
副		町			長	伊	藤	三	男	君
総	矝	Ş	課		長	堀	越	秀	_	君
政	箫	į	課		長	折	笠	浩	幸	君
財	移	Ş	課		長	小口	山田	春	彦	君
税	移	Ş	課		長	高	橋	徳	光	君
収	納	対	策	室	長	石	Ш	洋	志	君
町	闰	1,7	課	:	長	庄	司	幾	子	君
生	活	安	全	課	長	村	田	政	文	君
保	健	福	祉	課	長	菅	井	百台	子	君
子	ども	,支	援	課	長	櫻	井	やり	え子	君
都	市	整	備	課	長	櫻	井	昭	彦	君
産兼	業 農業委	振	興 会事	課	長 司長	伊	藤		智	君

上下水道課長 阿部義弘 君 震災復興推進室長 大 友 義 一 君 生 涯 学 習 課 長 高 橋 三喜夫 君 会計管理者兼会計室長 大 友 政 一 君 教 育 長 本 明 陽一 君 教 育 次 長 松 尾 隆 治 君 教育総務課長 小 幡 純 君

代表監查委員 宮城正義 君

監査委員事務局長兼 選挙管理委員会事務局長 鈴 木 正 敏 君

事務局職員出席者

事 務 男 君 局 長 冏 部善 主 任 主 査 櫻 井 渉 君 主 事 佐藤 真智 君

議事日程(第4日)

平成27年10月8日(木曜日) 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長(櫻井正人君) おはようございます。

ただいまから、平成27年9月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(櫻井正人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、9番高久時男君、10番鈴木忠美君を指名 します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいりますので、 御了承願います。

暑い方は、上着を脱ぐことを許可します。

日程第2 一般質問

○議長(櫻井正人君) 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

初めに、9番 高久時男君の一般質問の発言を許します。高久時男君。

〔9番 高久時男君 登壇〕

○9番(高久時男君) おはようございます。9番 ヨウメイの会の高久でございます。 ヨウメイの会といっても、1人ぼっちの会で寂しいんですが、よろしくお願いいたします。 それでは、通告順に従って読み上げます。

1、文化複合施設の整備の方針の見直しについて。

7月29日の議員全員協議会において、文化複合施設整備の大幅な見直しが当局より示されました。

そこで、(1)見直しに至った経緯について詳しい説明を求めます。

- (2) 図書館、公民館等の整備を分離して、イオンにテナントとして入る方策は研究、検討できないでしょうか。
 - (3) 町民への説明会はいつごろ予定しているのでしょうか。

大きな2番です。デマンド交通システムの導入について。

町も高齢化が進んでおります。路線バスで対応し切れない地域や交通弱者がふえていくと予想されます。そこで、デマンド交通システムの調査、研究、導入はできないか伺います。

以上、よろしく御答弁をお願いします。

- ○議長(櫻井正人君) ただいまの質問について、当局、答弁願います。
 - 1、文化複合施設整備方針の見直しについて、2、デマンド交通システムの導入について、いずれも町長。町長。
- ○町長(鈴木勝雄君) 9番 高久時男議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の文化複合施設整備方針の見直しについてでございますが、(1)の見直しに至った経緯についてのお尋ねでございますが、先般、議員全員協議会でも御説明申し上げましたが、ことしの7月に、都市再生整備計画の制度の改正に伴いまして、市街化調整区域内の事業は対象外となるとともに、箱物に対する交付対象事業等が厳格化されております。しかし、利府町文化複合施設の整備については、これまでの進捗状況等から市街化調整区域内であっても、既に議会や町民の皆様を対象として説明している事業に限定され、経過措置として採択される見込みになったものでございます。

このことから、想定していた基幹事業を大幅に見直さざるを得ない状況となることから、これまで想定していた交付金の額も減少する見込みとなり、今後の財政運営に支障を来たさないように、段階的な整備に方針を転換したものでございます。

- (2)の図書館、公民館等の整備を分離して、イオンにテナントとして入る方策についてでございますが、兵庫県の伊丹市、あるいは大阪府の茨木市等で、イオン等の大型商業施設の施設内に、図書館の分館を併設している事例は承知をしております。しかし、民間の施設での併設となりますと、施設の維持管理方法、あるいは利用方法等について、解決すべき課題も多く、また、御承知のとおり、これまで多くの町民の皆様が検討委員会の中で、長い時間をかけて基本構想を立ち上げてきた経緯もあります。このことから、現在進めている都市再生整備計画の策定によりまして、交付金の活用を図りながら、第1期計画として平成32年度までの施設の整備を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。
- (3)の町民の皆様への説明会の予定についてでありますが、今年度建物の構造や配置、基本的なレイアウト、備えるべき機能を取りまとめながら、基本計画を策定していくことといたしております。その中で、今議会の補正予算にも計上させていただきましたが、町民の皆様が使いやすく、親しみの持てる施設となるように、十符の里プラザの利用者の代表、公募による町民の方々によるワーキンググループを設置いたしまして、施設の配置計画や、管理、運営、

またイベント企画の提案などについて御意見をいただくこととしております。

また、基本計画の素案につきましては、パブリックコメントを実施いたしまして、広く町民の皆様から御意見をいただくとともに、計画予定地の地権者の皆様を含めて、事業説明会を開催いたしまして、整備スケジュール、事業内容等の説明を行うことも予定しております。これからも利用者の視点に立って、町民の皆様が利用しやすい施設、また防災拠点としての機能も有した施設として整備を進めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いを申し上げたいと思います。

次に、第2点目のデマンド交通システムの導入についてのお尋ねでございますが、デマンド交通システムにつきましては、宮交バス、あるいは町民バスなどのような路線定期型交通にかわる運行形態の1つとして、路線バスが運行していない地域などで1回500円の運賃で、乗り合い形式により運行されるなど、高齢の方々と交通弱者に優しい交通手段として取り入れている市町村もあります。現在、宮交バスが運行している葉山赤沼線を含めた、町民バス路線の再編とあわせまして、デマンド交通システムの調査を進めており、運行エリア、あるいは運行形態、車両や、運賃体系、また他の交通事業者との関係等、整理すべき課題もありますので、地域公共交通会議に諮りながら、さらなる調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

- ○議長(櫻井正人君) ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。高久時男君。
- ○9番(高久時男君) 今の回答の中で、平成27年7月に、都市再生整備計画の制度改正で、市街化調整区域内の事業が対象外となったとあります。さらに、箱物に対する交付対象事業が厳格化されたとの説明を受けましたが、どのように厳格化されたんですかね。この厳格化というのは、前に、定例会において吉田議員なんかからも、今後、箱物に対する事業に関しては、大分補助金なんかも厳格化されるだろうということがあったので、今回のこの件に関して、どういった厳格化が、具体的な今回の我々のこの事業に対してあったのか、その辺の説明を求めます。
- ○議長(櫻井正人君) 当局、答弁願います。政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) 9番 高久議員の質問にお答えします。

ただいま質問されましたこの箱物に対する厳格化の内容ですが、6月の一般質問でお答えしましたけれども、具体的に申し上げますと、まず、維持管理費の算出、こういったものはちゃんとしておきなさいと。あとは、箱物整備要件としましては、郊外から町なかへの移転とか、施設の統廃合、あとはほかの施設の合築等、こういったものを考えられないかということ、ま

た、今回9月の補正で計上させていただきました公共施設等総合管理計画、こちらを策定し、整合を図ること。こういうことですね。こういうことが主に厳格化されて、この辺は、今進めている整備計画の中で、整合性をとったもので計画を出すようにという指導は受けております。以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) 厳格化ということで、しっかりした計画を出せということですよね。そのしっかりした計画を出してはいなかったんですか。
- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) 従来から、この辺は、当然ながら維持管理費がどうなるとか、こういったものを考えております。改めて、この辺を深く聞きますよと。整備計画を提出のときにはということなので、当然ながら、施設をつくる以上、こういったものは当局としては考えてきている内容であります。

以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) 当初、計画した事業の一部が対象外となっているんですが、具体的には何ですかね。この全員協議会でいただいた今後の整備方針についてというところの補助対象額の中で、第1期工事ですね。図書館を除くというのがありました。図書館は入っていないんですかね。
- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) 今回の法改正によって、対象外となった内容ということでありますが、当初は、法改正の前は、利府小学校の通学路、こういったものとか、館山公園、きのうも質問等でありましたけれども、この辺の駐車場整備とか、こういったもの、またはエキサイ会病院脇の道路拡張、こういったものを全部含めてこの整備計画で進めようとしておりました。しかしながら、全協の資料でも説明させてもらいましたけれども、具体的に議会等に説明している内容、青図があるものに限定ということですので、何回か議会等に説明した内容は、文化複合をつくって、周辺道路、あとは県道からの乗り入れ、交差点改良、その辺の説明にとどまっていたものですから、この館山とかというのは議会には説明していなかったということで、こういったものは、対象外となると。結果的にはそういうことで、対象事業費が縮小されたということになっております。

以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) いや、今聞いているのは、この図書館に対する補助金が大分前から見たら下がっているんですけれども、その図書館に対する補助金は除くとなっているので、図書館は整備対象から外れたんですかということを質問しています。
- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) 質問にお答えします。

図書館自体、今進めているこの整備計画の中では、基幹事業としての対象にはなっておりません。ということで、また、この交付金制度なんですが、基幹事業と提案事業とありまして、基幹事業の28%が提案、その提案の中で図書館を見ていこうと思っています。それが、基幹事業のほうがさっきも言ったとおり、減っていますので、分母と分子の関係なんですが、総額が減っているために、28%の枠では図書館を賄えないと。そもそも図書館自体の補助はないものですから、その提案事業の中で、組み入れていこうと、当初は思っていたということです。以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) この基幹事業とか、提案事業というのは、ちょっと我々のもう余り聞いていないので、承知はしていないんですけれども、そういう分け方があるということは今初めて聞いたんですね。

ちょっと話をまた少し変えますけれども、あと経過措置の内容というのはどういうことなんでしょうかね。平成26年度に都市再生整備計画に該当する見込みが立ったことから、一括整備に変わって、今回、制度改正において、段階的に2段階で整備していくというような方針転換があったんですけれども、その中で、当初見込んでいた40%の補助金、補助率、これが大分下がってしまったわけです。この経過措置の内容をちょっと知りたいと思いますので、答弁をお願いします。

- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) お答えします。

経過措置の内容につきましては、町長の答弁にもありましたように、従来は市街化調整区域、 市街化区域関係なくこの計画をつくれば、認めていただいたと。7月の改正で、今後は、調整 区域内の整備は認めませんということになったんです。これが大きな理由です。

ただ、うちの文化複合については、これまでもいろいろな説明をしてきて、進んでいる経過 にあるものですから、経過措置として、対外的に説明している部分は認めますよと。認める枠 に入りますよということであります。

以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) ちょっと時系列で教えてもらいたいんですが、平成26年度に一括整備に 方針転換になったと。それは、この都市再生整備計画というもので補助率が40%を見込めるか らということだったんですね。この平成26年度の何月ですかね。その見込みが出たというか、 これは見込みが出たということは、相手が国土交通省なんですけれども、国土交通省で内諾は 得ていたんでしょうか。
- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) お答えします。

この一括整備の方針を立てたのが、平成26年12月議会で一般質問の中でその説明をしております。というのは、その時点では、なかなか補助の内容がつかめなかったんですが、改正前のこの都市再生整備計画、こちらの出た要綱等を見まして、事前相談の中でいける可能性があるということで、この交付金を使って、一括整備で当時50億円という数字言っていますけれども、一括整備で進めると。その中には、さっき言ったように、一体的に館山公園、いろいろもろもろ含めて進めていけるのではないかということで12月議会に御説明をした内容です。これが急に、3月中旬、下旬近くに、国のほうから今後こういったものは厳格化されるという急な説明がありまして、4月から結果的に今後調整区域内でのこの整備計画は認めませんよと。ただ、進んでいるものは、経過措置で説明した内容については対象になりますよという話になったという経過であります。

以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) では、当初の説明の12月、3月議会において、この提案を一括で進めていくということにおいて、補助率が40%というような説明を受けていたんですけれども、これに関しては、国交省の内諾は得ていない段階で、そういった整備計画、単なる見込みでね、我々に示していたということでよろしいんですか。
- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) 当時の答弁書を私も見ているんですが、考えられる額として40%、 要綱上、そこは国交省の内諾とかではなくて、要綱上読み取って、例えばという話はしている と思うんですが、総事業費50億円に対して、4割の20億円、そういう示し方をしているものだ

と私は解釈しています。

以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) じゃあ要は、その交渉事として、事前に国交省との間で内諾を得るとか、 そういった作業はしていなかったということでよろしいんですか。
- ○議長(櫻井正人君) 町長。
- ○町長(鈴木勝雄君) 高久議員の御質問にお答えを申し上げます。

闇雲に役場職員がその要綱を解釈して、補助金を算定したのかという趣旨の御質問でございますが、これについては、西村復興副大臣とお会いして、私が直接国土交通省に行って、その時点では、該当しますよという回答を得ました。しかし、今課長から言いましたが、その後、急激な制度の改正があったということは事実でございまして、そういった意味で、御理解をお願いしたいと思います。

- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) 済みませんね、町長からの説明で。

じゃあ町長にちょっとお尋ねしたいんですけれども、この急激な制度改正、3月にあったということです。これを町長が担当課から報告を受けた日とか、その後の行動についてお尋ねしたいんですが。

- ○議長(櫻井正人君) 町長。
- ○町長(鈴木勝雄君) 済みません。詳しい記録がありません。
- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) これ、交渉事だと思うんですよ。例えば、先ほど町長答弁ありましたけれども、直接東京に行って、西村復興副大臣と折衝して、約束をとりつけたというお話でした。それであれば、当然、副大臣の言質をとっているわけですから、この制度改正があった段階で、約束違反になるんですよ、国の。幾ら制度改正があったとしても。そしたら、やっぱり町長、すぐ東京に行って、「こういう事情なので、何とか経過措置として、従来どおり、40%の補助金は何とか確保していただけないでしょうか」というような、やはり行動を起こすべきじゃないですかね、町長。
- ○議長(櫻井正人君) 町長。
- ○町長(鈴木勝雄君) ちょっと考えが違うようでありますが、その当時、時点ではオーケーで すが、制度が変われば、全部アウトなんです。それを経過措置として、ここまで認められたと

いうことですから、大きな成果ではないでしょうかね。私はそう思います。

- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) 経過措置っていろいろあるんですけれども、通常、例えばある程度案を出していたものに対して、それが要するに制度改正というのは、何月、4月何日で制度改正ということで、そこから新たな制度に移行するわけなんですけれども、それ以前から、それに対してある程度検討していたものとか、交渉していたものとか、そういったものに関しては、経過措置であっても、ある程度の確かに今町長おっしゃいましたけれども、「ゼロじゃないと。だから、大きな成果じゃないか」というようなお話でしたが、逆にその辺は交渉事でいけば、やはり40%の当初のやつを何とかお願いできないですかというようなお願い事ができる1つのものは持っているんですね。

そこで、当然町長、この事業に関しても、執行権者で、執行責任者ですから、こんな大きな 補助金の減額がわかった時点で、それなりの行動を起こすべきだと、私は思うんですが、いか がでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 町長。
- ○町長(鈴木勝雄君) ちょっと違うんでありますがね、我々は制度の改正を変えるだけの力は ありません。したがって、先ほど申し上げているように、この制度の改正で、そのもの自体が だめなのを、利府町の場合は経過措置として調整区域まで認められるよということであります から、かなりの成果ではないでしょうかね。私はそう思いますが。
- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) ちょっと議論がかみ合わないというか、この間の決算で、いろいろな職員研修とかありました。その中で、交渉力のスキルアップというものがありましたけれども、当然、民間であれば、ある程度進んだものに対して、例えば内諾を得ていたものに対して、それがここでちょっと変わったよというのであれば、当然、営業の責任者なんかはすっ飛んで、その客先に行くとかいうことが想定されるんですが、その辺はいいです。

でも、当初計画で補助額を40%と見込んでいたわけなんですけれども、今後の整備方針の第 1期分の40億円の事業費に対して、国土交通省の都市再生整備計画では、議会や町民と対外的 に説明している事業という条件つきで、今回8億3,600万円の補助額で、20.9%ですね、計算し たら。になったわけです。この8億3,600万円というふうに我々説明を受けているんですけれど も、この補助学は大丈夫ですかね。

○議長(櫻井正人君) 政策課長。

- ○政策課長(折笠浩幸君) 8億3,000云々というこの補助額なんですが、整備計画を提出して、 認めていただければ、これをいただくという前提でこちらは進めるということであります。 以上です。
- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) ということは、まだこれから申請を行うということで、これも見込みの 金額だということで理解いたします。

これ、大分ショックなんですけれども、3月の議会においては、この一括整備の方針だったわけですね。伊勢議員からなんかも事業費、その当時は一括整備で50億円ということだったんですが、財源の見通しに対して質問がありました。当局の回答は、先ほど課長からもありましたけれども、交付金40%の20億円、地方債43%の21億5,000万円、基金15%の7億5,000万円と、あとは2%は一般会計で、その時々でやっていくというような回答が出ておりました。

今度、新たな今後の整備方針を計算しますと、現段階において、2期工事まで含めると57億円の整備費、当局から出ている見通し、方針についてというものを見ると。57億円の事業費に対して、ここに出ていますけれども、起債額が最大で90%と、57億円の整備費に対して、町の持ち出し分の金額の中で起債分が最大で90%、計算すると大体40億円ぐらいなんですね。ここまで来たら、闇雲にこの事業を1期、2期に分けて、分割したから、ある程度期間を延ばしたからというようなことじゃなくて、見直しがあってもしかるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) 財源の内訳でございますが、全協の資料でもお示ししたように、再生整備計画の交付金につきましては、第1期で8億3,600万円と。そのほかに木材関係、こういったもので3億円を見込んでいると。起債につきましては、全協の資料で75、90という表現がありますけれども、90%の充当率は補助額であります。75につきましては、その他の町単独分ということで、この計算をしていきますと、起債につきましては、総額27億円ぐらいにはなるのかなと考えております。あとは、財源としては、基金、図書館基金、公共施設整備基金、こういったもの、あとは一般財源ということで57億円の内訳になっておりまして、この見通しで財政的にもいけるという判断ですから、これをこの財源をもとに、見直すというのは考えていないという状況であります。

以上です。

○議長(櫻井正人君) 高久時男君。

○9番(高久時男君) 私の計算の40億円は、2期工事の17億円ですか、この金額の90ではじき 出した金額なので、当局とはまた違うと思います。

いずれにしても、相当な町負担が生じる事業であるということは間違いありません。あと、その2期計画なんですけれども、2期計画に対する年再生整備計画によりますと、国交省の補助の条件が市街化編入が条件ということになっています。あの地域、市街化編入、その整備計画のときまで、平成33年がスタートになりますが、平成33年、あと6年後なんですが、そこまで大丈夫でしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) このお示ししている第2期のほうなんですが、現状は、先ほどから言っているように、調整区域であります。市街化に向けて、この5年間で町のほうでは、その調整を行いまして、次の見直し時期がちょうどその時期になりますので、その時期に市街化編入に持って行きたいという考えでおります。

以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) この件に関しては、私も最初当初は、この事業を聞いたときに、莫大な町民負担が生じるということで、どちらかというと反対の立場です。しかし、この一括整備に対して、国から補助金が40%は見込めるということだったので、40%国から補助金もらうんだったらしょうがないかなぐらいの感覚でいたわけですよ。でも、それが実際補助額が20%とか、その程度になってしまう。半減したわけですよね。この段階でやっぱりこの事業を進めるのはちょっと無理があるかなと思いますのと、あとやっぱり交渉力だと思うんですよね、この辺ね。国の制度だからしょうがないとか、国の主要官庁の人もお役人さんも人なので、交渉力というのが大事だと思います。私も一応2期目で1期4年やってきましたけれども、いろいろなところで、この文化複合施設、文化ホールとか見てまいりました。たった1万人ぐらいしか人口のいないところでもしっかり600から800席の文化ホールを持っているところいっぱいあるんですよ。何で利府が3万6,000人も人口がいて、そんなものがないんだと。不公平じゃないかと。そういう気持ちもあります。やっぱりその辺、訴えていくべきじゃないでしょうかね。どうしても欲しいというのであったら。

やっぱり公平性というのは、これは我々町の行政をつかさどる皆さんもそうですけれども、 国においてもそうだと思うんです。何も中央官庁でお金を補助金をもらう相手だからというこ とじゃなくて、やっぱり現状を、こういうところがちょっと公平性に欠けるんじゃないですか

とか、そういったものの交渉力で、何とか補助金をもう少し、町長いわく半分とったらめっけ ものというような回答でしたけれども、そこを何とか努力していただいて、もう少し補助額を アップするような、手立てをするとかというのを当局には望みたいと思っております。

次なんですが、そんな中、私の提案として、そこにイオンがあるんですが、イオンの中に、 文化ホールは、これはちょっと高さが必要なので、難しいとは思いますけれども、図書館とか、 公民館、その他もろもろの施設はテナントとして、相手があることですから、借りられればの 話ですけれども、そういったところに入ったほうがいいんじゃないかと思うんですが、先ほど の答弁の中で、あくまでも現計画を2段階に分けてもう進めていくというような回答でした。 その辺、どうかなと思うんですね。あまり現計画に固執し過ぎて、逆に町民の利便性を奪って いくことにはならないだろうか。

例えば、現計画は、今は現状は田んぼですよ。あそこに文化複合施設、ホールも含めて、これから整備するという今の計画なんですけれども、私がどう考えても、文化ホールはいいですよ。目的で行きますから。図書館とか、そういったものも目的で行くと思うんですけれども、大型ショッピングセンターの中にあるということであれば、結構気軽に皆さん、買い物のついでに寄っていける。非常に稼働率が高い図書館、そのほかになるかと思うんですが、もう一度その辺も検討はできないものか、伺います。

- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) イオンの中へのテナントで入る方策の検討ということでございますが、町長答弁にもありましたように、事例はうちのほうも調べております。ただ、先ほど申しました伊丹市とか、大阪の茨木市、こちらにつきましては、図書館の分館ということで、比較的小さな面積こういったものがテナントに入っているということであります。ただ、うちのほうで複合施設で想定しているのは、中央図書館というか、大きな図書館ですので、面積的にも大きいし、果たしてテナントの中で大きな面積を確保できるか、あとは町長が説明したように、民間の施設ということで、維持管理費の負担金等々、どんなふうになるのか、あと、その辺の利用方法とか、そういったもの、あとは、テナントですから、店子というか、そういう形になりますので、イオン自体の改修等々も出てくると思いますので、こっちの都合だけではなかなかできない部分とか、いろいろなもろもろが想定できますので、今も整備計画を出す時期に来ていますので、図書館分離だけじゃなくて、今回は都市再生整備計画の中で計画どおりに進めていきたいと考えているところであります。

以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) その整備計画を出す時期に来ているから、ここで見直して、そういった 方法を探ったらどうかなという提案なんです。

事例が幾つか、全国の中であります。今、課長の答弁で、分館というか、そんなに大きくないというような話なんですけれども、実際、あそこのイオンの面積、皆さん行っていると思うんですけれども、私、ちょっと想定しているんですが、今、現状のユニクロとか、スポーツオーソリティーとか、あの1階部分を使っただけで、恐らく今うちの町が計画している文化ホール以外のものは全て収容できますよ。図書館も結構大きなものが出せる。あと、維持管理というところに入ってきますけれども、いずれ、その辺は、イオンとの交渉事なんですが、指定管理をイオンさんにお願いするとか、そういった方法も考えられます。実際、あそこはテナントは10時ぐらいまで営業しているわけで、そういったことを考えると非常に楽なんじゃないかなと思いますし。

あと、先ほどから話しています今回のどんでん返しの1つは、この都市再生整備計画というシステムなんですけれども、これ、本来は、以前は、まちづくり交付金という名で、答弁にあったように、市街化調整区域もその中に入っていました。ただ、私もちょっと国交省に匿名で確認をとったんですよ。本当にこの4月から制度改正があったのかと。確かにあったんです。制度改正があったというような回答でした。ただ、この都市再生整備計画の本来のこの趣旨というのは、市街地の空洞化、よくシャッター通りとか、いろいろなふうで、最近商業施設が郊外に移ってきたりして、駅前が空洞化するとか、そういったものに対する新たな施策に対する補助金という意味合いが強いように感じます。

あとは、過疎化に対するものとかってあるんですけれども、非常に広範囲な補助メニューです、これ。恐らくテナントとしてイオンに入るという段階でも、この補助メニューは使えますよ。しっかりね、「検討しない」というんじゃなくて、一応さまざまなアイデアを練って、なるべく町民負担が少ないように、やはりやってもらいたいなと思うんですね。

だから、これ、ぜひ検討してもらいたい。検討、研究という形で、私、質問していますけれども、検討もできないんじゃね、どうにもならないですよね。余りにもちょっと視野が狭過ぎるんじゃないかと思う。その辺、もう一度回答をお願いします。

- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) このイオンへのテナントにつきましては、検討しないじゃなくて、 検討はしております。確認もしております。ただ、そういったさっき言ったような問題がある

ので、今回はこのテナント方式には乗れないと判断したところです。という状況であります。 以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) 財源が非常に厳しいという、そこなんですよ、一番は、財源厳しい中でまた新たな施設をつくっていく。補助金も当初の予定から半分に減らされた。恐らく半分に減らされたって、まだね、これから計画出して、その最後の20%の補助金を何とかね、確保しようということなんでしょうけれども、それだってどうなるかわからない。であればね、やっぱりいろいろな策を考えて、とにかく町民が欲しがっている施設だと、当局は言っていますけれども、そんな中でやっぱりさまざまな案をいろいろな角度で物を考えて、やっぱり進めていくべきじゃないかなと思っております。

またおもしろいのが1つあるんですよ。利府にホールあるんですね。500席以上のホール。あるんですよ。ムービックスって、そこに映画館がありますよね。あそこの一番大きなホールが517席あります。これだって、何か町のイベントとか何かで年間スケジュール出して、交渉で借りたいというような話をすれば、借りられないこともないと思います。年間スケジュールにおいてね。ただ、一般の町民の皆さんが、急な何かで1カ月後に何したいとか、そういうものはなかなか対応し切れないでしょうけれども、一応517席っていったらね、そこそのスペースありますよ。その話を聞いたときに、「いや、だって、あそこは映画館だから、ステージないじゃない」と、言ったら、ステージもあるそうです。

だから、いろいろな角度でやっぱり物事を考えていけば、余りお金を使わず、何副町長、笑っているの、そこで。やっていけると思うんですよ。現在利府にあるものをフルに活用していけば、自分のものじゃなくても。そういったことで考えていっていただきたいなと思います。

あと、町民説明会の予定ですけれども、先ほど町長、「時期を見て今年度の基本方針策定時にしていきたいな」と言っていますけれども、きょう、けさ見た答弁要旨を見ると、ワーキンググループとなっていますよね。ワーキンググループを設置して、意見を伺う。素案については、パブリックコメントを実施し、地権者も含めて事業内容等を説明する予定であると。これは何回も言っていますけれども、我々が求めている住民説明会というのは、このワーキンググループで数十名集めて意見を聞くというようなことではないです。ワーキンググループ、今、これ何人ぐらいで設置するか、検討していますか。

- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) このワーキンググループにつきましては、補正予算の計上でも説明

いたしましたが、総勢25名程度で構成したいと考えているところであります。

- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) 25名でね、町民の総意は得られませんね、これは。なおかつパブリックコメントを実施し、前もパブリックコメントを実施しという要綱で見ましたけれども、1名だけ回答、たった1名ですよ。3万6,000人いる町で。それで、当局はとりあえず免罪符は得たかもしれない。1名だけの回答もとりあえず広く皆さんに聞きましたよ。でも、回答はこれだけでしたよと。それでは、やっぱりなかなか町民の意見を吸い上げることができないし、まして、この25名ぐらいのワーキンググループを設置して、町民の意見を聞きますよと。こんなの聞いたことにならない。やっぱり我々が求めているのは、ある程度町民全員に通知して、いついつこの文化複合施設の整備に関して説明を行います。現段階でこういう状況になっております。といったものをやっぱり町民に知らしめるべきで、それはやっぱり利便性も考えてね、我々議会報告会とかやっていますけれども、そのぐらいの規模でやってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) この住民説明会についきましては、これまでも何回か答弁しておりますが、基本設計を発注しまして、ある程度形が見えた段階で説明するということが町の方針ですので、今現在、その具体内容もないままに、説明するという考えではありません。あくまででき上がった段階で説明するという考えであります。
- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) いや、今聞いているのは、住民説明会のやり方なんですよ。ここに示されているものは、25名のワーキンググループ、あとはパブリックコメントを実施します。で終わっていますから、我々が求めているのはそういうことじゃないということです。だから、さっきも言ったように、町内10カ所ぐらいでその地域の住民に対して、町民を集めて説明すればいいじゃないですか。それさえしないで、いや、基本方針ですから、これまで多くの町民の皆様が時間をかけて基本構想を立ち上げてきたとかね、そういういいわけじゃなくて、やっぱりちゃんと説明してくださいよ、町民に。何か説明が非常に足りない。そこも不満ですよ。何か独善的にね、この事業を進めているような感じを受けますので、私もいいですよ、20%の補助金しかなくたって、町民がそれが欲しくて認めているんだったら。だけれども、どう考えてもそんなふうな内容は、私は感じられないんですよ。ですから、最低限、住民説明会を行って、住民の、町民の合意形成を行ってから、この事業を進めてくださいよ。いかがですか。

- ○議長(櫻井正人君) 副町長。
- ○副町長(伊藤三男君) それでは、お答えします。高久議員いわくは、ゼロからの出発ということなんでしょうか。お伺いしますけれども。
- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) 今の反間権、ゼロからの出発でもいいんじゃないですか。要は、状況が変わっていますから、要するに状況が変わった段階で全てゼロから出発という考えがあっても別におかしくはないと思います。ですから、さっきも言ったように、ゼロからの出発というんじゃなくても、とりあえず住民説明をしっかりしてくださいよ。それが最低条件ですよ。住民の合意を形成する。そういった作業ぐらい行ってほしいなと思うんです。
- ○議長(櫻井正人君) 副町長。
- ○副町長(伊藤三男君) お答えいたします。

先ほど担当の課長のほうから、再三申し上げていますが、この説明会を開くには、白紙状態では開けないというのは篤とおわかりだと思います。ある程度の素案をつくり上げて、そのつくり上げていく過程も多くの例えば利用者の方、それから公募による委員さんを選出して、その中でこの間取り、こまい詳細の間取り、使い勝手のよい間取り、そういうものを盛り込んだ基本設計をつくっていくということです。それを受けて、でき上がった時点で、先ほど町長が申し上げているように、地権者を含めた形での説明会は考えてみたいということでございます。以上でございます。

- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) であれば、今、私が要望している説明会というんですかね、多くの住民を参加させた。ということは、一応入ってはいるんですね。
- ○議長(櫻井正人君) 副町長。
- ○副町長(伊藤三男君) 再度繰り返しますけれども、説明会については、先ほども申し上げているように、多くの方々の御意見等も入れた基本設計をつくり上げた後で、地権者も含めてこの説明会、当然、竣工管理から、そういうものもありますので、考えていくということにしています。

ただ、全町民を対象にしたものということは考えてございません。それは、なぜかといいますと、やはりこの議会制民主主義の中で、住民の代表者である議員さん方にまず説明をしたいということでございます。

以上でございます。

- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) 全町民を対象とするという姿勢だけでもいいじゃないですか、案内して。 それが基本的には一番大事なことかと思っております。

次に、デマンド交通システムの導入についてお伺いします。

今、町も大分高齢化が進んできて、通常の路線バス等の交通システムの中では、拾い切れない人たちがふえてきていると思います。この調査、研究、導入という文言が入っていますけれども、通常のデマンド交通というと、デマンドタクシーとか、そういったものが想定されるんですけれども、私が今考えているのは、これ、住民協働で、こういったシステムを構築できないかなと考えております。一番、デマンド交通とかで費用がかかるのは、当然人件費なんですね。これをある程度時間のあいている60代ぐらいの人たちに、車を動かしていただいて、その地域の利便性の高い交通システムとして構築できないかなと、考えております。これも、先ほどの都市再生整備計画の対象ですよ。

ですから、一迫町とか何かでもやっていますけれども、今回私が考えているシステムが違い ますのは、そういったなるべく財政負担が少なく、なおかつ住民が満足できるようなシステム、 そういったものを今から整理するための検討を行っていただきたいなと思っております。

極端なことを言ったら、福祉事業ですから、これ、料金なんか取らなくてもいいと思っているんですよ。ただ、対象は、70歳以上の高齢者とか、障害者とか、あとはこの間ありましたけれどもね、青葉台で一丁目ですか、しらかし台小学校に通うのが距離的に遠くて、低学年生は大変だというような話で、父兄からも訴えがありました。こういったものに対しても、解決策として、こういったものを研究してもらいたいなと思っております。

回答をお願いします。

- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) お答えします。

デマンド交通につきましては、きのう遠藤議員の質問の中でもちょっとお話をしたんですが、 今、議員から提案のありました地域の60代の方等を活用してと。現にそういった手法も今後この法案の改正がことし4月からまたありまして、従来、商工会等とか、NPO法人に限定されていたこのデマンドの運営主体なんですが、これが4月から改正されまして、例えば町内会とか、地域の団体がそういったものの適用になったということであります。ですから、今想定的には今議員さんの提案の内容もできないわけではないと。ただ、それにつきましては、どうしてもタクシー事業者との競合がありますので、その協議は必要になってくると。そういったこ

まいことが出てくると。あとは、エリア縛りをどこにするかとか、そういった条件があります けれども、その辺の課題が整理できればその辺はやれないわけではないという状況であります。

- ○議長(櫻井正人君) 高久時男君。
- ○9番(高久時男君) これ、商業ベースのタクシーとかの競合というのはそんなに深く考えなくてもいいと思うんですよ。先ほど言ったように、対象を絞ればいい話で。これ、例えばハイエースの11人乗りぐらい、10人乗りぐらいのやつを1台用意して、あとは住民にある程度運営してもらうと。町内会でもできるという話がありましたけれども、ここで私、問題だと思ったのは、2種免許とか、要するに道路交通法とか、道路運送法に触れない範囲内でやれる方法が何かないかなということだったんですよ。お金をもらったら、当然なっちゃいますから、そういったものに触れないで、本当に住民の共同で、そういった住民の交通弱者に対するものとして運営できるようなデマンドシステムを構築してもらいたいと思います。

ちょっと回答お願いします。

- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) 無償でやっていただくのには何の問題もないと思いますが、ただ、 人を運ぶということによって、事故、補償の問題が出てくるんですよ。そういうのをクリアで きれば、今、御提案あった内容は、いろいろな手続がありますけれども、不可能ではないと思 います。

以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 町長。
- ○町長(鈴木勝雄君) ちょっと発言させて。

高久議員のまず文化複合施設の住民説明会の件について、当局の説明不足があると思うので、 私のほうからちょっとだけ説明させていただきます。

この役場庁舎、平成16年に、50億円でつくりました。そのときに、住民を各地区を回ったかというと、大きな図面が何枚もありまして、ほとんど回るのは不可能です。そこで、プラザに大きな図面を何枚も掲示して、これで町民の皆さんがここに来て、御意見を賜る、閲覧期間を10日間ぐらい置いて、そして皆さんの御意見を賜っていたと。そういう場合もある。これも住民説明会に当たるのではないかと。

ですから、全くやらないのではなくて、技術的に各地8つも9つもそれぞれ回るということは、スペースの関係で大きな図面が果たして説明する場所があるかとどうかという大きな問題があるので、役場庁舎で、そういうこともありましたので、説明しないということではないの

で、ただ、方法はあらゆる方法を考えますが、そういう説明の仕方もあったということを御理 解をいただきたい。

○議長(櫻井正人君) 以上で、9番 高久時男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開は11時10分とします。

午前10時56分 休憩

午前11時07分 再 開

○議長(櫻井正人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 安田知己君の一般質問の発言を許します。安田知己君。

[5番 安田知己君 登壇]

○5番(安田知己君) 5番、日本共産党の安田知己です。

今回は、質問通告3つにしておりますので、通告順に質問をしてまいりますので、よろしく お願いいたします。

1、マイナンバー制度についてお聞きします。

10月から国民一人一人に割り振られるマイナンバーの通知が始まります。マイナンバーとは、生まれたばかりの赤ん坊からお年寄りまで、全ての国民に割り当てられる背番号であります。この番号には、個人の所得、健康保険、雇用保険などの社会保障情報が入り、将来的には、預金口座、医療情報も入る可能性があります。行政手続の簡素化やさまざまな民間サービスが受けられるメリットがある反面、個人情報流出などのデメリットも考えられます。制度の施行に伴い、町民の仕事や生活がどのように変わるのか、次の点について町長の考えをお聞きします。

- (1)マイナンバー制度導入に向けて、町はどのような対応をするのか。また、制度導入で 職員の負担がふえると考えられるが、どのような対策を考えているのか。
- (2)10月から番号通知が住民票の住所に送られるが、DV被害などで住民票と住所が違う場合はどうするのか。
- (3) 年金番号のような情報の流出、なりすましや、詐欺など、さまざまな問題にどう対応するのか。また、万が一情報が漏えいした場合、どのように対処するのか。
- (4) 町内の業者や企業でマイナンバー制度への対応状況をどの程度把握しているのかお聞きします。
 - 2、子供の遊び場の整備についてお聞きします。

本町は、次代の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経

済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子育て支援を 推進しています。

そこで、次の点について町長の考えをお聞きします。

- (1) ことしの夏の猛暑で、子育てをしている保護者は子供を遊ばせるため、涼しい場所や 水辺を求めて子育てをしていました。そんな保護者から水遊びを楽しめる場所、公園が欲しい との要望が多数寄せられております。住民の要望に応えるための町の考えをお聞きします。
- (2) 身近なところで本町のエノキ川砂防公園がありますが、駐車場が狭く、トイレも1つ しかないことから、使い勝手が悪いと言われております。整備する必要があると考えますが、 県に要望する考えはないでしょうか、お聞きします。
- (3) 県が管理しているグランディ21の公園には、睡蓮が植えてある池や、水路などがあります。そういったものを利用し、子供が遊べるような水の流れる施設を要望してはどうか。
- (4)本町には、屋内の子供の遊び場として、りふ・わく中央フロア、りふ・わく北フロア、 東部地区のペア・きっず、西部児童館のりふ~るなどがあるが、利用状況はどうか。また、今 後施設の充実を図る計画はあるのか、お考えをお聞きします。
 - 3、文化複合施設についてお聞きします。

7月29日の議員全員協議会で、文化複合施設の整備計画を大幅に見直し、段階的に整備する ことが明らかにされました。そこで、次の点について町長の考えをお聞きします。

- (1) 町民には、今回の計画変更をどのように周知するのか。
- (2)今回の計画では、第1期計画として図書館、公民館、小ホール、事務室、アトリウム、 周辺道路の整備を行う予定であるが、書庫スペースなどの中身の変更はあるのか。また、葉山 団地への分館や、移動図書館なども検討してはどうか。
- (3)第2期計画では、十符の里プラザの改修があるが、それまでの間、十符の里プラザ(利 府公民館)のホール300席と文化複合施設の小ホール400席のすみ分けをどのように考えている のか。
- (4)第1期計画は、平成28年から32年までの計画で、約40億円の事業費となっています。 この期間で完成できるのか。また、人件費、資材が高騰している現在で、40億円の事業費で済むのか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(櫻井正人君) ただいまの質問について当局答弁願います。1、マイナンバー制度について、2、子供の遊び場の整備について、3、文化複合施設について、いずれも町長。町長。

○町長(鈴木勝雄君) 5番 安田知己議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず第1点目のマイナンバー制度についてでございます。

(1)マイナンバー制度導入に向けての町の対応と、制度導入での職員の負担についてのお 尋ねでございます。

現在、国から番号制度の導入に向けて、制度の周知、あるいは、導入に向けた個人番号利用 事務に関する特定個人情報の保護評価、また情報連携に向けたシステムの整備や、条例の整備 などが求められております。

これを受けまして、町では、これまで番号制度に関して内部の説明会、打ち合わせなどを行い、職員の制度に対する浸透を図っております。今後も継続して情報共有を図りながら、番号制度の適正な運用に向けて、体制の構築に努めてまいります。

また、住民の皆様に対しましては、国ではテレビ、新聞などの報道機関でもって番号制度への周知を行っております。町でもホームページによる周知のほか、全戸に配布される広報紙を利用して、番号制度について周知しております。今後とも積極的に情報を提供いたしまして、制度の浸透に努めてまいりたいと考えております。

なお、国に準じた特定個人情報の取り扱いにつきましては、さきに議決いただきました利府 町特定個人情報に関する条例によりまして、対応したところであります。今後、住民の皆様方 と関係の深い所得税などについても税務署などの関係機関と連携をして、皆様が必要とする情 報の提供に努め、制度の浸透を図るほか、番号法により求められる安全性の確保に努めてまい りますので、御理解をお願いを申し上げたいと思います。

次に、職員の負担の増加についてのお尋ねであります。これまでも法律により新たな事務が 生じた際には、その都度職員の配置等により対応してまいりました。この番号制度の導入によ り、当然職員の負担が増加する部分があるかと考えておりますが、一方では関係事務の簡素化 が図れる点もありますので、今後の推移を見守ってまいりたいと考えております。

(2) のDV被害などで住民票等と居どころが違う場合の対応についてでございます。

DV、あるいは東日本大震災によって住所地以外に居住されている方や、医療機関などに長期の入院、入所が見込まれ、かつ住所地に家族が居住していない方については、本人の申請により、現在お住まいの場所に通知カードを送付することができるわけであります。申請の方法等の内容につきましては、9月の広報紙に掲載したほか、ホームページへの掲載、窓口でもパンフレット配布などにより、周知しております。

(3) の情報漏えい等の対処についてであります。

日本年金機構における個人情報の大量流出事件を受けまして、町では総務省からの指導によりまして、9月28日に、個人情報を扱う基幹系の庁舎内ネットワーク回線とインターネット回線を分離いたしまして、システム上のセキュリティ対策を強化しております。

また、事務の取扱者を初め、管理監督職員に対する教育など、組織的な安全管理措置の徹底を図りながら、適正な取り扱いを講じてまいります。

次に、(4)の町内の事業者、あるいは企業のマイナンバー制度の対応状況についてでございますが、個別の企業等の状況の把握はしておりませんが、今月、利府松島商工会の主催により、企業向けの番号制度に対する説明会を予定していると聞いております。また、税務署においては、企業から依頼があった場合だけ、出向いて説明会を開くなどの体制を整えているということであります。既に数社から依頼があり、説明会を実施したと伺っております。

さらに、宮城県商工会連合会におきましても、機関紙により、番号制度の周知を図っており、 これらのことから、各企業への対応は進んでいるものと考えております。

次に、第2点目の子供の遊び場の整備についてでありますが、まず、(1)の水遊びを楽しめる場所、公園の要望についてであります。

現在、町内にある68カ所の都市公園と、9カ所の児童遊園を水遊びができるように整備するには、徹底した水質管理が必要であり、その整備費用、将来にわたる維持管理、運営する費用が多額なことから、さまざまな課題があることから、施設整備は大変難しいものと考えておりますので、御理解をお願いします。

次に、(2)のエノキ川砂防公園に関する県への要望についてであります。

この公園は、小川に入って、水辺に親しむことができる施設として、県が整備し、町で除草等の維持管理を行っております。このことから、公園内の施設については、県で整備することになっておりますので、利用状況等を勘案して、整備について県に要望していきたいと考えております。

(3) のグランディ21への水の流れる施設の要望についてであります。

県に確認したところ、御質問の施設は、雨水を排水するための施設であり、子供が遊ぶ施設ではないとの回答をいただいております。これからも施設内の計画的な維持、修繕に重点を置くとの考えから、新たな水辺の施設の整備計画はないと、そういう報告を受けておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

(4) の屋内の子供の遊び場の利用状況と今後の計画についてであります。

小学生を対象に実施しておりますりふわくわく広場は、土曜日の子供の安全、安心な居場所

づくりの事業として、平成18年度から実施をしております。昨年度は、生涯学習センターを会場とした、中央フロアと、青山小学校体育館を会場とした北フロアの2カ所で、16回開催いたしまして、登録児童が42名でありました。どちらの会場も快適な空間の中で、学習したり、のびのびと遊んだり、体験活動をする環境となっております。

また、就学前の児童と保護者の皆様を対象とした、町内に4カ所の子育で支援センターを設置しております。この子育で支援センターは、身近な場所での育児相談、あるいは子供が母親同士が交流できる施設としており、昨年度は4カ所合わせまして2万1,305人の親子の皆様が御利用をいただいております。これらの4つの施設は、町を東西南北に分けまして、設置しております。青山すぎのこ保育園内の子育で広場ぽかぽかでは、絵本の貸し出し、あるいは保育園児との交流事業を企画して、また、葉山地区のペア・きっずでは、自然環境を生かしたお花見、あるいはミニプールでの水遊びを実施しております。さらに、西部児童館、りふ~る、生涯学習センターの子育で広場十符っこでは、各種事業や子育で相談等を実施いたしまして、それぞれの特性を生かして、利用率の向上に努めているところであります。

本町の人口規模で子育て支援センターを4カ所設置している自治体は珍しく、全国の自治体 や、議会等から視察が相次いでいるところであります。今後ともこれらの既存施設の充実を図 って、多くの子育て世帯の支援に努めてまいりたいと考えております。

第3点目の文化複合施設についてお答えを申し上げます。

(1) の町民の皆様への計画変更の周知方法についてでございます。

さきの議員全員協議会におきまして御説明申し上げました段階的な制度の内容につきましては、広報りふ10月号に、イメージ図を活用するなど、わかりやすい内容に努め、広く周知を図っているところであります。今後の継続的に広報等を通じまして、施設の整備について広く周知を図ってまいります。

次に、(2)の第1期計画の中で、書庫スペースなどの中身の変更についてでございますが、 議員御質問のとおり、文化複合施設については、段階的な整備を行い、第1期計画として施設 の一体的な利用による利用者相互の交流を最大限に生かすために、十符の里プラザの機能を優 先的に進めることとしており、先行して図書館や公民館、約400席の小ホール等の整備を図って まいります。

なお、段階的な整備を行う場合についても、図書館における書庫スペースなど、それぞれの 施設の規模や内容等につきましては、利府町文化複合施設整備計画を基本としており、大きな 変更はございませんので、御理解をお願いします。

次に、葉山団地への分館の設置、あるいは移動図書館については、平成18年に策定した利府 町図書館基本計画報告書の中におきましても、遠い地区にお住まいの皆様へのサービスの方法 として、明示されているところであります。これらを踏まえまして、新しい図書館を整備して いく中で、その機能、あるいは役割について今後調査、研究してまいりたいと考えております。

(3) の十符の里プラザのホールと整備を行う小ホールとのすみ分けについてであります。

この小ホールについては、地域住民相互の交流の場となる多目的ホールとして利用を考えており、交流人口の増加を図るために、現在の十符の里プラザのホールと比較すると、席数を約100席ほどふやして、400席程度とすることとしております。このことから、多目的な利用が可能になり、より発展した事業が展開されまして、施設の有効的な利用が図られるものと考えております。

また、現在の生涯学習センターを含め、十符の里プラザにつきましては、さきの議員全員協議会でも御説明申し上げましたように、児童館としての活用も視野に入れまして、第1期計画による文化複合施設の整備完了後、新たに施設の改修を行いたいと考えております。

次に、(4)の第1期計画の整備について、計画期間内や、約40億円の事業費にできるのかについてでありますが、文化複合施設の整備については、計画期間を平成28年度から32年度までの5カ年間とする都市再生整備計画を策定するために、現在、国や県との具体的な協議を行っているところであります。そのため、本年度に基本設計業務を発注いたしまして、引き続き平成28年度から実施設計業務を行うとともに、順次用地買収や敷地の造成工事を行うなど、計画的に事業の実施を図り、平成32年度での施設の完成を目指してまいります。

また、予定している事業費内での事業の執行については、議員御指摘のとおり、人件費、資材が高騰している状況にありますが、今後実施する基本設計の中で華美な施設ではなくて、誰もが利用しやすい機能性を充実した施設の整備を前提として、事業費の抑制に努めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(櫻井正人君) ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。
- ○5番(安田知己君) では、再質問をしてまいります。

まず、マイナンバー制度の導入に当たって、役場では専門の職員とか、専属の職員、そういったものを配置して、このマイナンバーに対して臨んでいるのか、その辺についてお聞きします。

○議長(櫻井正人君) 総務課長。

○総務課長(堀越秀一君) お答えをいたします。

このマイナンバー制度の運用におきましては、特定個人情報等を実際に取り扱う部署、それからシステムの改修、あるいは情報セキュリティを担当する部署、さらには全体的な進行管理をする部署ということで、複数の部署にまたがるということが予想されております。このために、それら部署ごとに専任の職員を置くということは、今の人員の確保等については大変厳しいものがございまして、今の町の段階ではそれに対応ができないというような状況でございます。

以上でございます。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) 今の答弁ですと、専属はいないということなので、職員は今の仕事、自分の仕事をこなしながら、あいている時間というか、時間を都合して、各課の担当者同士話し合いをして作業を進めているということですが、政府はこのマイナンバーカードについて、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現する社会基盤として、説明をしております。そして、社会保障の手続を簡略化できたり、税の申告漏れや、徴収漏れや、不正受給などを防止できると、こういったことに利用するとしているんですが、では、このマイナンバー制度によって、事務の簡潔化が図られるというような答弁書がありましたけれども、一体どのくらいの効果が職員にとってあらわれるのか。まず、その辺を1つお聞きしますし。

あとは、町民に、このマイナンバーにとって、町民にどんなメリット、恩恵にあずかれるの かということ、この2つをお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 総務課長。
- ○総務課長(堀越秀一君) お答えをいたします。

職員の削減の効果があるのかということでございますが、国の説明によりますと、町長の答弁にもございましたように、これまで人手によってやってきたデータの突合作業等、そういうものが個人番号によって今後は効率的に、なおかつ正確に行うことができるというような説明を受けております。ただ、これによって、実際運用が始まって、職員の負担がどれほど効果が出るのかという部分につきましては、なかなか判断がつかないというような状況でございます。今後も推移を見守りながらやっていきたいというふうには考えております。

それから、町民の皆様にとってのメリットという部分でございますが、国のほうの説明よりますと、各種の届け出に対して、個人番号を提示することによって、関連する部署の、例えば 国の機関を飛び越えて地方の公共団体の同じような事務については、そのデータをお互いに取

り合って、活用するということで、窓口業務の町民の方々の負担が減るんだというような説明 を受けております。

以上でございます。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) 職員の効果はまだ判断できないということと、あとは町民窓口の業務、 そういった手続が楽になるんじゃないかということだと思うんですけれども、では、聞き方を 変えますが、このマイナンバー制度を行うことによって、システムをつくるための費用、そし て年間のランニングコストについて、町はどんなふうに捉えているんでしょうか。

そして、国は、人員と財源を効率化すると言っているんですけれども、町として効率化や費用対効果、これについて具体的な数字というのは示すことができるんでしょうか。これについて、費用対効果の数値にできるのかどうかということについてちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) 御質問にお答えします。

まず、マイナンバー制度に伴うシステム改修等の費用ですね。これにつきましては、住民基本台帳税システムを初めとしまして、各種のシステム改修を行う必要がありまして、現在順次進めているというところであります。これにおけるその経費につきましては、総額では約1億2,000万円となります。これにつきましては、政策課の予算のほかに、国保とか、介護とか、障害者のシステム等々も含めて1億2,100万円という内容になっております。

また、年間のランニングコストということでありますが、まだはっきりはしないんですけれども、地方公共団体情報システム機構、こちらの負担金が人口規模に算定されるんですが、年間大体200万円程度が予想されるところであります。

ただ、これにつきましては、まだはっきりはしていませんけれども、方向性としては、交付 税措置になるのではないかと見込んでいるところであります。

以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 総務課長。
- ○総務課長(堀越秀一君) 2点目でございますけれども、効率化、あるいは費用対効果について数値で示すことはできるのかということでございますが、これにつきましては、現段階においては具体的な数値をお示しすることはちょっと不可能でございます。

また、制度的に費用対効果を掲げて推進される制度ではないということも御理解をいただき

たいと思います。

以上でございます。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) 今、システム導入の金額とか、年間コストとかを聞いて、あとは費用対効果、具体的に数値をあらわせないと、そういった意味でやっているのではないんだということですけれども、やっぱりこの費用対効果を数値的にあらわせないとなると、町民へのメリットというか、このくらいお金が楽になるんだよとか、かからないんだよとか、そういったことも逆に示せないんじゃないかなと、私はちょっと感じます。そして、マイナンバーを管理するシステム導入には、国が莫大なこれ費用をかけているんですよ。自治通信では、システム構築費などは初期の費用として2,700億円、それに加えて、運用開始後も、維持費で約年間300億円程度はかかるだろうと、そういうふうに伝えております。初年度だけでもやっぱり3,000億円かかるんですよ。こうした莫大な費用をかけて得られる利便性とか、そういったものは本当にあるのかと、私は疑問に思うんですが、その辺について、非常に国のやることですから、町はあんまりどうのこうのとは答えられないと思うんですけれども、やる意味について町はどういうふうに捉えているのか、それについてお聞きします。
- ○議長(櫻井正人君) 総務課長。
- ○総務課長(堀越秀一君) お答えをいたします。

確かに初期導入、ランニングコストを含めると、大変な金額がかかるということは承知しております。ただ、地方公共団体におきましては、国の制度上、決まったことでございますので、 我々が与えられた業務の範囲の中で、適正に執行するという義務を負わされております。この 費用対効果、あるいは町民の皆様のメリットにつきましても、国が説明をされているとおりで ございますので、御理解をお願いしたいと思います。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) では、次の質問に移ります。

住民票と違う場所に住んでいる方への対応ですけれども、まずその前に、この通知カード、これは国のほうでは11月までに全員に通知カードを届くようにするということなんですけれども、町ではそれはどうなんでしょう、11月に全ての町民にこの通知カードというのは届くような段取りになっているんでしょうか。まず、そこをちょっとお聞きします。

- ○議長(櫻井正人君) 町民課長。
- ○町民課長(庄司幾子君) 安田議員の再質問にお答えいたします。

10月5日の法施行に合わせまして、前日までに住民データにつきましては、地方公共団体情報システム機構(通称) <math>J-LISと申しますが、そちらのほうに既に送付済みとなっております。町民の方には、簡易書留によりまして、順次送付されることとなっております。

ただし、10月2日までに他市町村において転出の手続をとられまして、利府町で転入の手続を行っていない方の場合につきましては、転入の手続の時点で番号を制定しまして、J-LISを通しまして、住所地に通知カードが送付されることとなりますので、その場合には、多少おくれもあるかと存じます。

以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) 届くという前提で今動いているということだと思うんですけれども、では、質問に戻りますけれども、DV被害などで、今住んでいるところじゃないところに住んでいる方というのは、本人の申請によって、今住んでいるところに届くということでありますし、申告の方法というは、9月合の広報紙、そしてホームページ、窓口にはパンフレットという形で行っているみたいですけれども、例えば児童虐待で、実際住民票があるところじゃないところに今、違うところに今逃げて暮らしている子供さんとか、あとは介護施設に入所して、こういった広報紙だとか、ホームページだとか、パンフレットもちょっと目につかないようなところにいる方、もう一つ大事なのは、住所不定者、全く住所がわからない人は、こういった情報を得ることができないと思うんですよ。そしてまたDV被害の女性というのは、やっぱり夫からの暴力から逃げて多分今、隠れながら生活をしている方というのは多分多いと思うんですよ。そういった方がこの情報を得るというのはなかなか難しいと思うんですよ。ですから、やっぱり何かこういったことを国のやることですけれども、町も何か考えなければいけないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺は町はどういうふうな対策を考えているんでしょうか。
- ○議長(櫻井正人君) 町民課長。
- ○町民課長(庄司幾子君) お答えをいたします。

住所地へ住んでいないDV被害者等の方等への対応についての御質問でございますが、現在の町の状況につきまして実際14名の方から送付先変更の申請をいただいておりまして、広報紙、それからホームページによる広報は十分に機能しているものというふうに考えております。虐待、住所不定等各種事情をお持ちの方等につきましては、本人、それから関係者の御相談を受けながら、御本人のもとに通知されるように対応をしてまいりたいというふうに考えております。

また、医療機関等に入院されている方等につきましては、8月に厚生労働省のほうから県と 通しまして、各施設のほうに通知をして回っておりますので、それで対応させていただいてお ります。

以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) 町のほうもしっかりその辺はやっているんだろうと思うんですけれども、 このマイナンバー制度の認知がやっぱりおくれていることを考えると、カードが届かないとい うのが大量に出るといいますか、届かないんじゃなくて、本人に届かなくて、他人にそのカー ドが送られてしまうような例が大量に出てくるんじゃないのかなということも考えられるんで すよ。ですから、その辺をしっかりとこれからもっと対応していってもらいたいと思います。

次の質問ですけれども、この通知カード、ある程度簡易郵便で送られますから、本人なり家族の方が受け取らないと、郵便局はしばらくの間預かると思うんですけれども、ある程度の期間が来たら多分役場のほうに戻ってくると思うんですよ。そうなったときの届かなかった通知カード、これの扱いについては、町はどんなふうに今考えているんでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 町民課長。
- ○町民課長(庄司幾子君) お答えいたします。

通知カードは、議員おっしゃるとおり、簡易書留により送付されることになっておりますので、送付受理の確認がとれるものとなっております。先ほどお話ししましたように、ケースによっては送付がおくれる場合等がございますが、送付元となるJ-LISとの確認を行った上で必要な説明、対応を行ってまいりたいと考えております。郵便局などから返送された場合、それから不在などにより受け取りがなかった場合につきましては、1週間郵便局で保管されています。その後、役場に返送されますが、町はその御本人に対して、再度通知書を送付、それから、実態調査等を行いまして、居住実態の場合等につきましては、3カ月程度を目安に、廃棄処分を行うことになっております。

以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) 今の国の方針ですけれども、多分通知カード戻ってきたら、実態調査を 行って、本当に住んでいるかどうかを確認した上で住所の抹消というのをやっていくんだと思 うんですけれども、例えば、何らかの事情で届かない、不備がないということはないと思うん ですよ。何らかの不備が生じたときに、その通知カードが届かないよというような町民からの

問い合わせ、そういったものがあったときに、しっかりとその原因を究明して、原因を説明して、そういった町民が困らないような対応というのが準備できているのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけれども。

- ○議長(櫻井正人君) 町民課長。
- ○町民課長(庄司幾子君) お答えいたします。

通知カードが届かなかった場合等につきましては、J-LISのほうとも確認をいたしまして、お客様の御迷惑にならないように、最善の措置をとってまいりたいと考えております。 以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) では、次の質問で、情報の管理で、やっぱり年金の流出問題とか、非常に今町民の間でもこういった不安の声が上がっているんですが、町はいろいろ今セキュリティの問題とか、しっかりと行っているとは聞いたんですけれども、この制度を安心安全に進めるために、情報管理に対して、どのような対策をとってきたのか、ちょっともっと詳しくお聞きしたいんですけれども。その辺、いかがでしょうか。
- ○議長(櫻井正人君) 総務課長。
- ○総務課長(堀越秀一君) お答えいたします。

町の情報管理、情報の漏えい防止の対策ということだと思います。番号制度におきましては、 国が主体となりまして、制度内、あるいは情報システム面の両面のほうから、さまざまな安全 対策を講ずるというふうになっております。

まず、制度面の対策でございますけれども、これは法的な部分ということでございますけれども、社会保障、あるいは税のマイナンバーを用いるような諸手続におきましては、厳格化本人確認を義務づけたということでございます。具体的には、番号カード、あるいは運転免許証等の顔写真つきの身分証明書の提示を受けて、個人番号単体のみでは、手続が行えないというような整備を行っております。これによりまして、万が一にも個人番号が漏えいした場合であっても、成りすましでの悪用は防止できるというような国の説明でございます。

それから、番号法によりまして、正当な行政目的の範囲内でのみこの特定個人情報を収集したり、利用したり、管理ができるというふうにされております。

それから、監視体制ということがございますけれども、国の第三者機関、特定個人情報保護 委員会という名称がございますけれども、こちらによって監視と監督を行うというような説明 を受けております。ということで、それ以外にも我々職員に対しても、委託業者も含めて、こ

れまで以上の重い罰則も適用されるというようなものが制度面での対策ということになります。 それから、情報のセキュリティ面の対策ということでございますが、御承知のとおり、1年限りではなくて、全国2カ所に置いてある中間サーバーのほうに一定の情報を集めるということで、これまで各自治体が保有している個人情報等については、今までどおり、各自治体のほうで分散して管理を行うというような制度面での構築が図られているというものでございます。 それから、マイナンバーそのものをやりとりするのではなくて、特殊なコードによる通信の安全化を行うということでございます。これよって、万が一どこかで、どこかの自治体で、あるいは国の機関で情報漏えいがあっても、いわゆる芋づる式の情報漏えいは防げるというようなことを制度的に考えているということでございます。

それから、もちろん、我々担当者、利用者のアクセス制限ということがございます。そして、 許可されたアクセス権限を持った職員のみがこの情報に携わるということになりますが、それ らのアクセスロム、いわゆる記録ですね。こちらのほうのもシステム的に一定期間保存して、 分析が可能な状態にしておくということも義務づけられております。

それから、町長答弁などにもありましたけれども、インターネット関係から、この基幹系のシステムを分離をかけて、いわゆる標的型攻撃と言われるものからシステム的に分離を強化するという部分で、あらゆる手立てを講じて、安全対策措置を講じていくというような話でございます。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) 町ではセキュリティ対策をしっかりと行っていると思うんですけれども、 率直にお聞きしますけれども、やっぱり人間がつくったものですから、幾らセキュリティを強 化しても、やっぱりやる気になれば何ぼでもとれるんじゃないかなと思いますし、その年金の 流出という問題でも、やっぱりあれはメールにウィルスが仕込まれて、流出したということで すけれども、まずそういったコンピューターウィルスをシステムで分離して、全くかからない ように、感染しないようにしているんだといいますけれども、やっぱり100%なわけではないじゃないですか。万が一そういったことでウィルスに感染したと。そうなったときには、また、 ひとつどうするのかということをまずお聞きしますし。

あとは、やっぱりメールを開くとか、何かするというのも、職員だと思うんですね。人がクリックして、メールを開いたらウィルスが入っていたとか、そういった問題があるので、職員の訓練とか、研修、そういった情報を意図してとりに来るような人から守るような、そういった訓練とかというのは今行っているのかどうか、そこの点をお聞きしたいと思います。

- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) 御質問にお答えします。

ウィルスに感染した場合という御質問でありますが、まず、今町長、総務課長からも説明ありましたように、まずもって、外部からの侵入のおそれがあるインターネット系と内部系はもうすっかり分離しているということなので、万が一そういう攻撃を受けても、インターネット系だけのパソコンで終わるということが前提であります。

ただ、そこは人のやることでもある。そういう業務も入ってきますし、そういったことで、 訓練というものでは、この前、まず管理職に対して、そういった専門の研修を行っております。

また、毎年、新規採用職員が入ってくるわけですが、そこの説明も第1点で、そこはきつく やってきているところであります。

また、今回、こういうマイナンバー関係の制度も出てきましたので、改めて、職員対象に、 そういった訓練の研修はしていきたいと考えているところであります。

また、外部からの攻撃的な態勢に対しては、今回はファイウォールとか、各端末にもウィルス対策ソフトをこれも常駐させているということで、総体的には一応対応しているという状況にあります。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) そうですね、コンピューターウィルスを完全に防ぐことはやっぱりできないと。そういった前提でいろいろ考えていかなければならないと思います。

そしてやっぱり一番はヒューマンエラーというんでしょうか、人がやっぱりやることですから、そういったことが起きないように、これからも研修とか、訓練とか、そういうものをしっかりと行っていってもらいたいと思います。

次に、町内の業者についてのマイナンバーの実施、対応状況をちょっとお聞きします。

民間の企業で、このマイナンバーの影響を受ける業務、その代表的なものといいますのが、 人事とか、給料、そういったものがあります。給与計算事務では、税務署、市町村、返還事務 所と行った関係機関に提出する法定調書や、各届出書などがこのマイナンバーの手続、これが 必要になってきます。そして、健康保険、厚生年金、雇用保険における被保険者の資格の取得、 喪失などにも、このマイナンバーを記入しなければならないということになってきております。

朝日新聞の記事なんですけれども、このマイナンバー制度が来年、1月から今度番号カードになるんですけれども、その始めるために、企業がどのくらいこれに準備しているかなということを調べたそうなんですけれども、全くその手をかけていないというところが8割以上もあ

ったと報じております。つまりは、対策を始めている企業というのは2割に満たないわけです。 そこで、ちょっと町のほうにもお聞きしたいんですけれども、町内の民間の業者とか企業で、 このマイナンバー対策は、どのくらい進んでいるというか、その感覚的なものだと思うんです けれども、どのくらい進んでいるかと、その辺、どういうふうにお考えでしょうか。

そして、やっぱりこの辺は少し調査して、導入に向けた指導というんでしょうか、そういったものも必要になってくると思うんですけれども、町の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(櫻井正人君) 総務課長。
- ○総務課長(堀越秀一君) お答えをいたします。

町内の民間事業者、あるいは企業への周知等の部分でございます。先ほど、町長のほうからも答弁がありましたように、事業所個別の準備状況等については、まだ把握はしておりません。事業所、あるいは企業につきましては、個人番号の関係事務を実施するものというふうに法的には位置づけられております。今、御質問のございましたように、税制度、あるいは保険制度の中で従業員の個人番号を利用するということになります。これらの周知、広報、指導等につきましては、税務署、あるいは社会保険事務所といった国の省庁の所管事務ということになっております。ということでまずは御理解をお願いをしたいという部分でございます。

このマイナンバー制度の情報発信、あるいは問い合わせ等につきましては、マイナンバーの コールセンター、あるいは公式ツイッター、そして各省庁のマイナンバー特設のホームページ、 これらのほうで周知を図っていくというのが国の方向でございます。

以上でございます。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) 違うところでいろいろ周知はしているんだよと。情報はあるんだよということですが、民間の業者は、このマイナンバー制度でどんな対策をしていかなければならないかといいますと、まず、働いている社員の個人番号を担当者を決めて、そして別室でそれを厳重に管理しなければならないということが1つあります。社員5人の零細企業とか、今この辺の町でもありますが、そういったところでどのくらいかかるものかと聞いてみたら、やっぱり数十万円、100万円はかからないでしょうけれども、数十万円はやっぱりかかるんだと。零細企業でも、そういった出費があるんだということを聞いております。

そして、この個人情報の保護ということを理由に、やっぱりマイナンバーを扱う中小企業に 対して、厳密な管理体制を強要しておりますし、漏れた場合の罰則と強化ということで、これ

4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金など、そういったことも設定されているんですよ、 中小企業には。

ですから、利府町も中小企業、そういった方にとって、マイナンバーを管理するということは、やっぱり大きな負担でもあって、大きな経営的にも大打撃につながっていくのではないのかなと思います。

ですから、やっぱり町として、このマイナンバー制度の周知はいろいろなところでやっているということですけれども、もし、必要があるのであれば、相談窓口というのも、窓口をそういうのも町で考える、設置する必要があるんじゃないかなということを1つお聞きします。

もう一つは、町内の中小企業向けにマイナンバーの適切な取り扱いに関する説明会とか、そ ういったものを開いて、マイナンバーをもう少し知らせていく、そういった努力が必要なんじ ゃないかなと思うんですけれども、ちょっと考えをお聞きします。

- ○議長(櫻井正人君) 総務課長。
- ○総務課長(堀越秀一君) お答えをいたします。

相談窓口の設置が必要ではないかというような御質問でございます。先ほどもお答えいたしましたように、本町においては、相談窓口等の設置、あるいは説明会の開催というものは、町独自のことにつきましては考えてはいないということでございますが、相談、あるいは照会等があった場合につきましては、税務署、あるいは関係機関のほうに誘導するなり、取り次ぎをするというようなことで対応していきたいというふうに考えております。

説明会等につきましても、先ほどの町長答弁にもありましたように、関係団体のほうで酒になって動いていただきまして、国の出先機関においても説明会は実施できる段階で準備をしているということでございますので、そちらのほうを活用していただくように、周知のほうもしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) このマイナンバー制度ですけれども、やっぱり多くの国民がこの制度、中身を全く知らないように、膨大な個人情報を国が一手にこれ握ることになって、そういったことへの懸念というのがやっぱり広がってきております。情報漏れ、そういった不安もやっぱり町の中の住民の方にもありますので、やっぱり町の人たちの不安を払拭するためには、やっぱりしっかり町のほうで取り組んでもらいたいと思います。

次に、子供の遊び場について質問していきます。

まず、水の出るような公園は課題があって難しいということですけれども、公園を利用している方々からの意見、何かそういた要望とか、そういった声を町のほうで受け取っているのかどうか。まず、そこをお聞きしたいと思います。

- ○議長(櫻井正人君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(櫻井昭彦君) 5番 安田議員の再質問にお答えします。

公園に対する利用者の声ということでございますが、特段町のほうには意見としては入って おりません。

以上でございます。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) そうですね、なかなか噴水がある公園がいいなとか、水が流れる公園が いいなと思っても、なかなか町のほうまで言ってくれる人が少ないんだと思うんですけれども、 確かに暑いときに、ここに行ったりすると、水が流れていればいいのにねとか、あとは水道の 蛇口でやっていいのかどうかわからないですけれども、ちっちゃい子供たちが水浴びとかして いるので、やっぱりそういったものを欲しているというのはあると思うんですよ。水質管理と か、そういうのは難しいということで、今の公園では本当に難しいなと思うんですけれども、 身近なところで、エノキ川砂防公園というのがありますが、ここは真夏は本当に、いろいろな 子供さんを連れた親御さん、いっぱいいますし、すごくにぎわっているんですけれども、まず 1つ、駐車場が狭いんですよ。10台も入らないといいますか、ですから、朝早くから、場所取 りというか、車を入れて、準備をしている保護者の方はいっぱいおられるので、やっぱりこの 駐車場を何とかしなければならないなと思うんですけれども、やっぱりあの場所を見ますと、 スペース的に駐車場を広くするといっても、そんなにできるような状態ではないんで、ただ、 考えられることは、奥のほうというんでしょうかね、グランディに上るところの向かい側とい うんでしょうか、民家がありますけれども、その向こうに何か砂利の広場といいますか、何か 車をとめられるようなところがありますよね。そういったところに車がとめていいのであれば、 あの辺をちょっと町が管理しているのであれば、ああいったところに駐車場がありますよと。 そういった看板とか、そういった通知ってできるのかどうか、その辺についてお聞きします。
- ○議長(櫻井正人君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(櫻井昭彦君) お答えします。

議員御指摘のとおり、エノキ川砂防公園の上流、約300メートルぐらいのうち、30台程度でしょうかね、駐車できるスペースがあります。このスペースに看板とか、案内板を設置しまして、

有効に活用することはできると考えております。

以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) そういうことができるのであれば、あそこしか駐車場がない人もいらっしゃいますし、ちょっとあれの人は、民家の前にとめたりして、人の家の前にとめて行っちゃう人もいらっしゃるんですけれども、そういった方もおられるので、使える駐車場があれば、しっかりとそういう整地のほうをして看板とか置いてもらいたいと思います。

もう一つ、エノキ川のこの公園ですけれども、今、トイレ、和式のトイレ小さいものが1つしかないんですよ。1つしかないものですから、順番待ちもありますし、あと和式で、若干きれいに清掃はされているんでしょうけれども、やっぱり子供さん、和式ではなかなか難しいということもあるので、本当に使い勝手が悪いという意見が入ってきているんです。逆にあそこをあんなトイレにしているということは、あんまりあそこを使わせたくないので、トイレ1個だけにしているのかなというような、そんな感覚も受けるくらい、ちょっとやっぱりトイレというのは整備されていないんですけれども、その辺について、県が管理しているものだということは理解できるんですけれども、県のほうにちょっと早く要望して、もしくは本当に県が余りできないのであれば、町のほうでもそういった整備というのも考えていかなければならないんじゃないのかなと思うんですけれども、そのできるのか、できないのか、その辺、町のほうで整備はできるのか、県のほうに要望するとは思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 都市整備長。
- 〇都市整備課長(櫻井昭彦君) お答えします。

町長答弁であったとおり、この公園につきましては、県の施設であります。管理協定によりまして、町が維持管理をしているところであります。議員、御指摘のトイレの設置につきましては、基本的には県で行うものとなっております。繰り返しの答弁になりますが、県のほうに要望をしていきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) 町でできないのであれば、県のほうにしっかり要望していってもらいた いと思います。

次に、グランディは難しいんだよと。雨水対策のものなんだということで理解したんですけ

れども、今、何でこういった水が流れるものが欲しいかというと、やっぱり猛暑で、どうしてもグランディの公園とか、この利府町は県民の森だったり、加瀬沼公園だったり、グランディ21の公園だったり、遊ぶところは非常に多いんですけれども、やっぱり行ってみると、真夏は余り暑くて5分、10分でもう遊べないんですよ。ですから、何か水が流れているところがあれば、いいんじゃないかという意見が多分多く寄せられてきていると思うんですけれども、例えば一戸建てに住んでいる方とういうのは、自宅の庭とかにビニールプールで水を入れて、子供を遊ばせるということができるんですけれども、今、神谷沢とか、あの辺の地域って、アパートがふえてきていますよね。ああいう方々というのは、やっぱり庭がないわけですから、まさか駐車場のところにプールを開いて、水を入れているという、たまに見られますけれども、アパートに住んでいる方というのは、なかなかそういった水を使って、遊ぶ施設がないと。そういうことでそういった要望が多いと思います。

それから、もう一つは、プールを私も使ってもらったらいいんじゃないかと、この機会に、 すごくあるんですよという話はしているんですけれども、利府町のプールは、ちっちゃい子、 おしめとれないと入れないんですよ。ですから、生まれて1歳、2歳、そういったおしめが取 れない子というのは、町民プールを使うというのもなかなか難しいので、アパートに住んでい る方は自分の家で水をくんで遊ぶこともできないので、そういったことを要望しているんです よ。

例えば、みちのく湖畔公園とか、あとは大和町のせせらぎ公園とか、登米市のふれあい公園というのは、やっぱり水があるからこそ、いろいろ人が来ていますし、そういった意味で地域活性化にもつながってきていると思うんですよ。ですから、将来的にやっぱり子育てに力を入れている利府町ですから、そういったことを将来的に考えていかなければならないんじゃないかなと、私は思うんですけれども、多分これは課長では答えられないと思うので、町長、何か将来的にそういったことも視野に入れて、検討していってもらいたいというような要望が多いということで、ぜひ受けてもらいたいんですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 町長。
- ○町長(鈴木勝雄君) 安田議員の御質問にお答えを申し上げます。

特にことしの夏は本当に猛暑でありまして、子供から高齢者まで大変な年でありました。そういった中で、お子さん方、例えば特に今、安田議員御指摘の戸建てはいいけれども、アパートとかの人やマンションの方が子供のプールも使えない状況だということでございますが、果たして来年はどうなるか、冷夏になるか猛暑になるか、全くわかりませんが、それもひとつ初

めて、この地球温暖化による特別の猛暑で、そういうこともあるんだなということも、私、実感しました。可能性について内部で検討して、エノキ川、安全に使えないか、あるいは噴水公園、どうなのか、すぐやるんじゃないけれども、何かいい方法について検討したいと思っております。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) ぜひそういった声がありますし、喜ばれる施設ですから、ぜひ前向きに 検討していってもらいたいと思います。

次に、屋内の子供の遊び場について、ちょっとお伺いします。

これから充実をどんどん図っていくんだということは感じられたんですけれども、今、この子ども・子育て支援計画書というのをちょっと見せてもらったところ、やっぱり子連れでも出かけやすく、楽しめる遊び場をふやしてほしいとか、あとは親子が安心して集まれる場所をつくってほしいというアンケートの結果、この意見、結構多いんですよ。ですから、やっぱり町のほうもこういった意見に応えるために、今いろいろ考えているんだと思うんですけれども、いろいろどういうものが欲しいのと、私もいろいろ子育てのお父さん、お母さん方に聞くと、やっぱり中身の充実といいますか、やっぱり民間のところを見てきているんですね、民間とか、いろいろ施設が整ったところをどこかから見てきているんですよ。例えば、民間の施設であれば、名取市にホームセンタームサシってありまして、その2階にキッズワールドというんでしょうかね、何かアスレチックができたり、非常に広くて民間ですから、お金もかけているんですけれども、そういったところを見てきているんですよ。

もう一つは、私もちょっと視察に行ってきたんですけれども、福島県の本宮市に、スマイルキッズパークって、これは2月28日に、ウイリアム王子が視察したと、ちょっと有名になったところがあるんですけれども、こういったところをやっぱり見てきているんですよ、ニュースでなったものですから。やっぱり中を見ると、やっぱり充実しているというか、保護者と子供が一緒に遊んで、1日遊んでも退屈しないような工夫、施設の充実が図られているんですよ。ですから、町も一緒のことをやれとはいいませんけれども、そういったいいところをちょっと見習って、利府町にでも、こういったものを取り入れてもらいたいなと、非常に感じるんですけれども、その辺についてお願いします。

- ○議長(櫻井正人君) 子ども支援課長。
- ○子ども支援課長(櫻井やえ子君) 安田議員にお答えいたします。

室内の子供の遊び場についての御質問でございますけれども、まず、ニーズ調査の結果につ

いては、今、安田議員おっしゃったとおり、利府町のニーズ調査、上位を占めているのが子供 の遊び場、安心して遊べる場ということでのニーズがかなり多いということで、他市町村では、 例えば経済支援とか、保育所を建ててほしいという声が上位に来ている中で、利府町はそうい うふうな遊び場を求める声も高いということも我々担当のほうでは把握をしております。

今回、4月からの新しい計画の策定におきまして、アンケートの調査の結果を考慮いたしまして、この計画の中に位置づけをしておりますけれども、その中には、子育て支援センターのさらなる充実、それから児童クラブ、児童館の整備、さらには公園緑地などの既存施設を有効活用するということで、子供の遊び場、それから子供の居場所を提供していこうということをこの計画の中に網羅しているところでございます。

また、民間施設、今、名取のお話を聞いたところなんですけれども、私はちょっと行ったことがないので、うちの職員のほうにもいろいろお話を聞いたところですけれども、やはり民間で運営する大規模な遊び場ということで、とても大胆で、いろいろな楽しい種類もたくさんあるというふうにも伺っているところでございますけれども、利府町の子育ての施設というふうに振り返ったときに、先ほど町長のほうからもお話しさせていただきましたけれども、町内4カ所の子育で支援センターがあるということで、頻繁に身近に利用できる施設であるということで、子育て世帯の皆さんからも大変喜ばれているというふうな状況でございますので、今後、利府町としては、こういう施設をどんどん充実をしていきたいというふうに思っております。

また、商業施設のそういうふうなものを利府町としてどうなのかというふうな今、お話なんですけれども、一応利用料金などもかかると、やはり民間の施設ですので、大胆な施設ではあるけれども、有料であるというふうなお話も聞いておりますので、なかなか町がこちらのほうの施設をつくるとか、そういうふうな状況にはないのかなと、反対に、町内の例えば商業施設のほうから、こういうふうな子供の遊び場をつくりたいんだけれども、どうだろうかというふうな、例えば協議があった場合については、ぜひ前向きにこちらのほうで利府町のほうでも協力しながら、進められればというふうに思っておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) 考えがわかりましたし、民間を有料だという話があったんですけれども、本宮市の場合は、あれは市でやっているもので、無料なんですよ。本当に信じられないくらい施設は充実しているんですけれども、無料なもので、やっぱりそういったところを見習って、

ぜひ検討していってもらいたいと思います。

時間もちょっと少なくなってきたので、最後に、文化複合施設についてちょっとお聞きします。

今回の計画変更は、その周知というのは広報りふ10月号で行っているということですが、町は、やっぱり町の負担と住民の負担をなるべく軽くしようとしていろいろ今考えて、この図書館のことを行っていると思うんですけれども、そのことは、今、町民になかなか伝わってきていないんだと思うんですよ。ですから、やっぱりこの町の考えをそういった考えを積極的に町民に伝えていく必要があると思うんですけれども、そうなってくると、この広報紙10月号だけではなかなかちょっと力不足といいますか、少ないんじゃないのかなと思うんですけれども、それについていかがでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) 安田議員の質問にお答えします。

町長答弁で申し上げたとおりなんですが、まず、広報紙、ホームページ等で周知を図るということです。ただ、先ほど町長のほうからも答弁ありましたけれども、今後の進捗状況に合わせて、この説明会に変わるやり方、こういったものも検討していきたいと思います。具体的にタイミングとすれば、今後基本設計を発注していくわけですが、このプロポーザルの審査を一般公開するとか、また、ワーキンググループを設置もある程度一般開放型にするとか、あとパブリックコメント等も少し工夫を凝らしたやり方をするとかというのは、考えていきたいと思っております。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) はい、では、(1)の第1期計画の中身に変更ないということをちょっと質問しますが、決定審査会では、プロポーザル方式で基本設計を発注した上で、ワーキンググループとともに、そのハード面、ソフト面の話を行っていくんだと、そういうような答弁があったと思うんですけれども、このプロポーザルで契約した会社とそのワーキンググループは、どのくらいの頻度、何回ぐらい話し合いをして、その基本設計に町民の意見を取り入れていくという考え方なんでしょうか。
- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折川浩幸君) 基本設計とのこのワーキンググループの頻度というか、その質問ですが、平成27年につきましては、今回の補正が通りましたら2回を考えています。というのは、 基本設計である程度決まった年明け、1月、2月に1回ぐらいずつ、あと平成28年度に基本設

計が約1年かかるものですから、その間に2カ月に1回程度、6回ぐらいは開催しまして、その中で基本設計の提案の内容等を確認していただいて、使い勝手とか、にぎわいの演出の仕方とか、そういった提案をワーキンググループからも出していただいて、それを基本設計の中に組み込んで意見は取り入れていくと。そういうふうな考えでおります。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) ちょっと私も聞き間違えて、勘違いなのかもしれませんけれども、基本 設計は変わっていないという話があったじゃないですか。そういった中でそのワーキンググループとプロポーザルで選ばれた会社が話し合いを行って、ハード面、ソフト面を変えていくん だという話があったんですけれども、基本設計が全く変わっていないのに、この話し合いで何 か変わっていくのかなと、どうなんでしょう、その辺、中身の変更というのは、その話し合い の中で変わってくることってあるんですか。何か最初にこういうふうに「変更ないんだ」よと 言われちゃって、「大きな変更はない」と言われちゃうと、プロポーザルって、ワーキンググ ループが話し合いを行っても、何も変わるところがないんじゃないかと。ちょっとしたことし か変わらないんじゃないかと、そういうふうな私、捉え方をしちゃったんですけれども、いかがでしょうか。
- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) 図書館の基本計画、あとこれまでの文化複合の基本計画等々を策定しておりますが、その内容と今回の分割によって、変わってはいないというのが前提です。大幅な面積の変更はないと。その中で段階的に1期、2期に分けただけなので、その1期、2期分なんですが、その内容の仕様によって、その使い勝手とか、そういったものをいろいろな意見をいただいていくと。基本設計で修正できるものは、中身をちょっと直していくと。その部分的なものですね、使い勝手とか、そういうことです。
- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) 今の答弁ですと、話し合いによって、その辺は、変更が可能なんだよということは理解しました。多分本当に変更しないということなので、何が変わるのかなとちょっと疑問だったところもありますし、その辺、ちょっと確認したかっただけです。

次に、葉山団地の分館とか、移動図書館について質問しますが、やっぱり葉山とかに住んでいる方、神谷沢に住んでいる方もそうなんですけれども、今回、文化複合施設ができるところに、やっぱり非常に遠いんですよ。大人とかであれば、車とかで来られるとは思うんですけれども、やっぱり遠いところに住んでいる方は、非常にあそこにつくっても、なかなか行く機会

がないよね、特に子供1人では行けないよねという意見が上がってきております。ですから、 ぜひ、こういった文化複合施設、完成したら、例えば多分バスか何かで利用してもらうとすれ ば、そういったバスの利用チケットを出すとか、もしくは町民バスですね。文化複合施設が完 成したら、その町民バスを連動させるような、そういった企画も必要なんじゃないかなと思い ますけれども、その辺はいかがでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) 施設ができ上がった後のバス等の乗り入れということですが、当然ながら、公共施設でもございますし、町民バス、できれば路線バスの乗り入れも、その分は含めまして、今後利用促進を図るための調査検討ということで、前向きに進めていきたいと思っております。
- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) ぜひその辺、そういう町民の足がないと、遠くの子供たちも図書館の利用促進ということにはつながらないと思いますので、しっかりお願いしたいと思います。

そこで、今ある、十符の里プラザの改修というのは、全員協議会とかでも話しされたんですけれども、これ第1期工事が平成32年にできて、平成33年から第2期工事を行うということですけれども、十符の里プラザの今ある公民館の改修の流れというのはどういうふうになっているのか。計画しているのであれば、その辺もちょっと教えていただきたいんですけれども。

- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) 現施設のプラザの改修というスケジュールなんですが、第1期計画で新たな施設をつくっていくわけなんですが、その期間内に並行して、第2期の方向づけをしていきたいということで、第1期が完成すれば、今のプラザの機能が複合施設に移転という形になりますので、移転と同時にすぐ改修が入れるようなスケジュールで検討を進めていきたいと考えているところです。
- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) では、2つの施設が一緒にあるということではないんですね。1つが完成したら、こっちは児童館に改修するのかわかりませんけれども、そういった流れということでよね。2つ一緒にあって、どっちも使えるということではないですね。了解しました。

時間なので、最後の質問をしますが、今回、40億円の事業費出されておりますが、今、人件費とか非常に高くなっています。国立競技場とか、いろいろな問題もあって、住民の方がいろいろやっぱり考えるわけですよ。早く私たちは完成してもらいたいなと。早く完成したら使い

たいという声が非常に多いのでぜひ頑張ってもらいたいと思うんですけれども、今後、完成までに障害となるものというのは、何が考えられるのか。そういったものも多分あると思うんですよ。その課題ですね。何があるのか、教えてください。

- ○議長(櫻井正人君) 政策課長。
- ○政策課長(折笠浩幸君) 課題ということですよね。40億円でという事業費の考え方ですが、 基本設計を発注していく中で、プロポーザルの中で建築費のコスト削減、これはまず提案をしていきたいとは考えております。

また、今後進める中で、障害ということでありますが、例えば、用地交渉、こちら相手があるものですから、障害という表現は正しいのかどうかわかりませんけれども、この辺は御理解をいただきながら進めていきたいと考えているところであります。

以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) なかなか相手がいることですからね、この辺、難しい、実際その土地を譲ってくれる人に、お金幾らなんだということで、多分そういったもので何かあるのかなということはありますけれども、今回、候補地に段階的に整備するんだよなんていうことになったときに、町民からは、「またおくれるの」とか、そういったことをやっぱり声が聞こえてきているんですよ。やっぱり使いたいなと思っている方は、「私が死んでからやっぱりできるんじゃない」とか、ちょっとそういった後ろ向きな意見も本当に出てきています。町民はやっぱり期待していることなんでね、この辺、しっかり本当に早く取り組んでもらいたいなと思うんですけれども、これは町長にぜひ、お話を聞いてみたいなと思うんですけれども。やっぱり期待している町民はいるんですよ。やっぱり段階的にとかとなると、本当に「なんだまたおくれるの」とか、そういう声があります。踊り踊っている方とかは、高齢で踊り踊っている方とかは、結構楽しみにしているんですよ。新しいところで踊りたいとか、そういった意見もやっぱり私のところに届いているので、ぜひ町長に最後に意気込みを、この辺を伺いしたいんですが、いかがでしょうか。
- ○議長(櫻井正人君) 町長。
- ○町長(鈴木勝雄君) 安田議員の御質問にお答えを申し上げます。

こういう問題は、既に十数年間も議論を重ねて、ようやくここまで来たと。しかも私は町長 就任以来、十数年間これを箱物行政を控えまして、この日のために備えてきたというふうに私 は自負しております。そういった意味で、財政的に大変危惧されますが、この役場庁舎は平成

16年に50億円を単年度でつくりました。今度の文化複合施設、40億円で5年ということになりますから、我々はすっかり財政計画を立てながら、住民の皆さんに影響を与えないような、そういった十分な緻密な計画のもとにやってきているわけであります。そういった意味で、もろもろの制度の改正によって、分割をせざるを得ない状況になったことについては大変申しわけありませんが、これを一刻も早く皆さん方の御希望に沿えるような、この複合施設に完成を見たいと思いますから、これが何といっても、私の障害は議会の皆さんの御理解が一番だなと思っています。ぜひ早く御理解と御協力をいただきながら……。

それからもう1点は、オリンピックまで資材が高騰するという話を聞きました。この前テレビで見たら、ある学者が、いやいや、オリンピックが終わっても下がる補償はありませんよという学者がいました。ですから、何ぼ待っても下がる要素はありませんという学者がいるので、果たしてオリンピック終わったら下がるから、それまで待っていろという議論が正当かどうかという点を含めますと、とにかく早く進めたいということでありますから、議会の皆さんの御理解と御協力を切にお願いしたいと思います。

以上であります。

- ○議長(櫻井正人君) 安田知己君。
- ○5番(安田知己君) しっかり取り組んでもらいたいと思います。 終わります。
- ○議長(櫻井正人君) 以上で、5番 安田知己君の一般質問を終わります。 ここで昼食のため休憩します。再開は13時20分とします。

午後0時19分 休 憩

午後1時14分 再 開

○議長(櫻井正人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 木村範雄君の一般質問の発言を許します。木村範雄君。

[6番 木村範雄君 登壇]

○6番(木村範雄君) 6番 日本共産党木村範雄です。

今定例会は、平成26年度の決算審査を行うとともに、8月末に行われた4年に一度の町議会選挙で、新議員による初めての定例会であります。また、この10月という時期は、平成28年度事業の骨格を決める大事な時期であります。今回の一般質問では、町議会議員選挙で町民と話し合いの中で、町が行うべき課題も託されてきましたので、町当局として町民の福祉向上、安

全安心なまちづくりを進めていくために、引き続き努力を要請するものであります。

それでは、一般質問通告に基づき、一般質問を行います。

通告書では、1、住みよい利府町に向けて、2、待機児童の解消に向けて、3、安全保障関連法案ストップに向けての3点について通告しておりますので、順次質問していきたいと思います。

1点目は、住みよい利府町に向けてであります。

今回の4年に一度の町議会議員選挙で、野中地区、加瀬地区、春日・赤沼地区、須賀・浜田地区、葉山地区の皆様と話し合う機会を得ました。地域の課題として、道路の維持管理をどの地区からも寄せられました。そこで、次の点について町長の考えを問います。

- (1) 歩車道分離がされている道路で、雑草が子供の腰の高さまで生えている道路が存在しています。町が直接維持管理をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。
- (2) 路側のカラー化を行ったところで、車道の路面が荒れている箇所が存在しています。 走行して、振動、騒音が発生する道路の速やかな補修をどのように進めていくのでしょうか。
- (3) 歩車道分離がされていない箇所では、路側を歩けるようにすることが行政の責任であります。ことしも段差解消が行われていますが、今後どのように進めていく考えなんでしょうか。
- (4) 生活道路で法定速度を超えている車両が見られます。車両のスピードを落とさせる対策をどのように講じていくのでしょうか。
- (5) 須賀地区避難路からの直接排水で、導水管入口部のスクリーンの維持管理はどのようにしていくのでしょうか。
- (6) 浜田・須賀地区の避難路の横断、縦断勾配は、計画地の最大勾配を使っており、大変な急勾配と考えます。冬場も含めて、どのように維持管理を行おうとしているのか、伺います。 大きな2点目は、待機児童の解消に向けてであります。

青山すぎのこ保育園の開設により、待機児童はなくなりましたが、3月定例会で、待機児童がいることが報告されました。待機児童のいるということは、働きたくても働けないお母さんがいるということであります。

そこで、次の点について町長の考えを問います。

- (1) 町の現状と対策をどのように進めていく考えなんでしょうか。
- (2) 3歳未満児を受け入れていく小規模保育が十分稼働していないと考えますが、どのような支援策を講じていくのでしょうか。

大きな3点目は、安全保障関連法案ストップに向けてであります。

町では自衛官募集業務を行っております。その募集業務に応じた若い自衛隊員が集団的自衛 権の行使により、海外に派遣されることが想定されます。

そこで、次の点について町長の考えを問います。

- (1) 町の募集業務に応じて自衛官になった隊員に、最悪の事態が生じた場合、町はどのような対応を行うんでしょうか。
- (2)憲法違反との声が大きい安全保障関連法案は、議事録もとれない状況の中で強行採決されました。町長は、町民を守る立場での決意を表明する考えはないでしょうか。

以上、大きく3点について質問をします。町長の答弁をお願いしたします。

- ○議長(櫻井正人君) ただいまの質問について答弁を当局、答弁願います。 1、住みよい利府 町に向けて、2、待機児童の解消に向けて、3、安全保障関連法案ストップに向けて、いずれ も町長。町長。
- ○町長(鈴木勝雄君) 6番 木村範雄議員の御質問にお答えを申し上げます。
 - 第1点目の住みよい利府町に向けてについてでございます。
 - (1) の歩道の維持管理についてのお尋ねであります。

この町道の除草につきましては、主要路線、交差点部、あるいは見通しの悪い箇所を中心に、 年2回実施しているところであります。町道の本数、また総延長も相当数あることから、ただ いま木村議員御指摘のとおり、その全てに対応が行き届いていないことは十分に認識している ところであります。

このようなことから、道路パトロール、あるいは町内会からの要望によりまして、特に歩行者に支障のある箇所については、随時除草を実施しているところであります。

なお、国道、県道の維持管理につきましては、各管理者で維持管理を行っており、迅速に対応をしていただけるように、要望をしているところであります。

(2) と(3) につきましては、関連がありますので一括してお答えを申し上げたいと思いますが、この車道の路面の損傷、あるいは歩道との段差の解消につきましては、これまでも職員、あるいは委託業者による定期的なパトロールを行いまして、危険箇所の早期発見、応急補修を実施するなど、安全確保に努めているところでございます。

また、この補修工事につきましては、国の交付金制度などを活用いたしまして、歩道のカラー化も含め、計画的に行っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

(4) の生活道路での車両のスピード対策についてであります。

道路は車両だけのものでなく、その場所で人々が行き交うまさに生活するための道路でございます。ドライバーの一人一人が再認識することが最も大切でございますが、これからも引き続き警察や、交通安全協会等と協力しながら、講習会などを通じまして、運転行動につなげるための注意喚起を実施していきたいと考えております。

さらに、この道路構造面の対策といたしましては、道路を凸型に舗装して、段差をつける方法、あるいは車道部分を視覚的に狭く見せる方法、また、車の通行区分を蛇行させる工夫、あるいは路面標識で注意を促す方法等が考えられます。しかし、いずれも限定的な方法となりますので、対象となる道路の状況を確認しながら、警察と協議しながら、最良の対策を選択して、車両の速度を抑え、歩行者の安全を確保していきたいと考えております。

- (5) の須賀地区避難路のスクリーンの維持管理についてでありますが、このスクリーンは 雑草や枝葉等の流入を防止し、排水機能に支障がないように設置しているものでございます。 このことから、これまで設置しているスクリーン同様、職員によるパトロール、あるいは清掃 を定期的に実施いたしまして、適正な維持管理に努めてまいりますで、御理解をお願いしたい と思います。
- (6)の浜田・須賀地区の避難道路の維持管理についてでありますが、これらの路線につきましては、浜田・須賀地区の有事の避難路として重要な路線でありますので、他の路線と同様に、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

また、今、木村議員御指摘のとおり、この縦断勾配が大きいことから、冬場において、安全 に通行できるように除雪、融雪作業などについても最良な対策を講じていきたいと考えており ますので、御理解をお願いしたいと思います。

第2点目の待機児童の解消に向けてについてでありますが、まず、(1)の町の現状と対策についてでありますが、本町では、子育て世帯の転入や共働き世帯の増加などで、保育所へ入所希望者が増加しており、9月末現在での待機児童数は90人を超えまして、特に3歳未満児が大幅に増加になっております。本町では、平成18年度に子育て支援室を新設して以来、民設民営による認可保育所の整備、あるいは認可保育所の定員拡大等をさまざまな施策を講じまして、当時300名であった定員を現在は605名まで拡大いたしました。

また、各認可保育所の協力をいただきながら、面積や保育士の確保など、最低基準を満たした上で、定員の弾力運営を実施いたしまして、現在、定員を超える664名の児童を受け入れ、待機児童の解消に努めております。

この待機児童解消と年々増加する保育所の入所人数に対応するため、現在、利府町子ども・

子育て支援事業計画に基づきまして。平成29年4月開園を目指して、民設民営の認可保育所の 準備を進めているところであります。

今後とも保育所の保護者の皆さんが安心して子育てできるよう保育環境の整備に努めてまい りたいと考えております。

(2) の小規模保育施設の支援策についてでありますが、国の子ども・子育て支援の新制度は、3歳児未満の待機児童を解消させる1つとして、小規模保育事業等を創設いたしまして、推進を図っているところであります。現在、本町においても、待機児童のほとんどが3歳未満の児童となっていることから、町内5カ所の認可外保育施設に小規模保育施設への移行を打診するとともに、町外事業者からも本町での開設に向けて、相談をいただいているところでございます。今年度は、小規模保育施設の認可がありませんが、平成28年度以降、国の安心子供基金を活用して、計画的に整備誘導を進めるとともに、今後小規模保育施設の認可に向けた指導、支援を行いまして、安心して保育できる施設の確保に努めていきたいと考えております。

3番目の安全保障関連法案ストップに向けての話でありますが、まず、(1)についてでございますが、自衛官募集事務については、昨年9月定例会におきまして木村議員からも御質問をいただきまして、答弁申し上げましたように、本来は国の事務でございますが、地方自治法などの規定によって、事務の一部は第1号法定受託事務として、県と市町村で行っているところでございます。国の事務については、およそ3つに分類され、そのうちの1つとして、国際社会における国家としての存立にかかわる事務に挙げられます。これは外交、防衛、通貨、司法などの事務であります。このことから、これを国で専権事項である防衛に関しましては、私の立場では及ばないので、国の対応にお願いしたいと思います。

(2) の安全保障関連法案に反対し、町民の立場を守る立場で決意を表明する考えはないかというお尋ねでございます。これも以前にお答えしているとおり、この問題については、さまざまな御意見がございます。もちろん反対の意見もあるのは承知しております。また一方、最近の緊迫した国際情勢の中で、何としても国を守る法整備が必要だと。こういう声も大きいわけであります。そういった中で、私が一方的に反対を表明することについては、差し控えたいと思います。

以上であります。

- ○議長(櫻井正人君) ただいまの答弁に対し再質問の発言を許します。木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) それでは、再質問に入らせていただきます。

1点目、住みよい利府町に向けてについてです。

平成26年度決算による町道の整備状況は94.7%、町道1級、自転車、歩行者道路は100%の整備率ですが、町道2級でも4分の1が未舗装、その他の生活道路で6,900メートルが未舗装になっています。道路整備を行うためには、整備の順番をつけて、予算を確保し、計画を立てて整備をしていくことが望まれます。そして、大事なことは、整備をしたから、舗装したから終わりではなく、整備をした次は、維持管理が必要であります。整備した機能を損なうことなく使用し続けるためには、日常の点検と対応が必要であります。

そこで、整備が完了した道路で、雑草が生えたときの道路管理はどのように行っているのか 伺います。

- ○議長(櫻井正人君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(櫻井昭彦君) 6番 木村議員の再質問にお答えします。

町道の通常の維持管理につきましては、植樹帯のある道路につきましては、除草の管理業務を委託しまして、道路延長約21キロメートルで、年2回除草をしております。

また、その他の道路につきましては、地域の皆さんによります清掃作業や職員によるパトロール、町内会からの要望によりまして除草を実施し、適正な維持管理に努めているところであります。

以上でございます。

- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) 道路の除草や側溝部の土砂上げ等、地域と一緒になってやっているということは必要なことなんだというふうに思います。しかし、この地域の事情によっては、道路清掃や除草作業ができていない地区が見受けられます。特に歩道でも雑草が大きく伸びている箇所、路面と構造物の間に隙間があったり、舗装面の上部に土砂が堆積している箇所が多く存在しています。そのような箇所は、町が簡易の手直しをするべきだと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(櫻井正人君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(櫻井昭彦君) 議員御指摘のとおり、未舗装部分とかから雑草等が生えているところが見受けられます。計画的な除草はそのところについては行っておりませんが、随時町内会等からの要望によりまして、除草等を実施しているところでございます。

- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) 今回のテーマとしては、歩道があるんだけれども、歩道に雑草が生えて

くる。その雑草が生えてくるときに、通常はアスファルトなので、草は生えないんですけれども、やっぱり路肩の部分であるとか、歩車道境のブロックの部分の隙間のところで、隙間があって、雑草がヨモギが腰のくらいの高さになっているところがあって、春日塩釜線の中でも、ちょっと見受けられています。ほかにも見受けられたんですけれども、そこは刈ったりしているところもあるんですけれども、要は、地域での共同作業、要は地域でやっぱり一緒になって月1回とか、クリンアップ大作戦なんかやっていることがあるんですけれども、そこでやれる分とやっぱり雑草が生えてしまうということは、歩道にも砂利とか砂がいっぱいになっているから、単純に草を抜いただけでは、また生えてきてしまうということが今課題になってくるのかなというふうに思っています。そういうところが、もしくは住民から相談があれば、そういうところは町でやってもらえるとふうに理解してよろしいんでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(櫻井昭彦君) お答えします。

先ほどもちょっとお答えしておりますが、そういうところについては、各地区、町内会等からも要望が来ております。それにつきましては、必要性を判断しまして、逐次対応しているところでございます。

- ○議長(櫻井正人君) 木村節雄君。
- ○6番(木村範雄君) 一般的なところ、町内会の野中2部なので、月1回の道路清掃と。雨が降れば次の週にするか、また次の月に延ばすかとなるんですけれども、やっぱりこの道路清掃をはいたりするので、あと雑草を抜く分からするんだけれども、また、余りにも大きくなってしまったときに、やっぱり町内会だけではできない部分がやっぱりどうしても出てくるのかなというふうに思います。そういうときにやっぱりさっきパトロールの話も出ましたけれども、要はパトロール員を設けて確認するのではなくて、町内会からの通報だったり、あとはやっぱりその地域に住んでいる利府の職員がいるわけですから、その辺なんかと、あそこの道路って草が生え過ぎているなと。それでは1カ月だったら次の道路清掃でという話になるんでしょうけれども、やっぱり2カ月も3カ月もそういうふうになっているのであれば、やっぱりあの辺は町で次の除草のときに入れたほうがいいよとかという、判断をするべきだというふうに思いますけれども、そういう判断はできるということでよろしいんでしょうか。
- ○議長(櫻井正人君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(櫻井昭彦君) お答えします。

いろいろなケースがあると思います。町内に約188キロの町道がございます。逐次その状況に 応じて、次の計画に入れるのか入れないのか、それを判断していきたいと考えております。 以上でございます。

- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) 通常の中では、やっぱり高齢化が進んでいる地域がどうしても出てくると。今、年に2回のクリンアップ大作戦ということで町と地域が一緒になってやっぱり参加しながら、道路の清掃箇所をやっているというのがあると思います。また、町内会は月1回の道路清掃、5月から10月まできれいにやっているところもあると思います。ただ、そういうできる部分、要は居住者がいる部分は速やかにできることがあるんですけれども、道路沿線に居住者が少ない地域とか、また、そのような地域も当然あります。やっぱりどうしても見てきた中で、春日塩釜線、あとは笹町塩釜線のちょっと向こうだとか、やっぱりどうしても居住者が少ない部分で若干やっぱり草が残っている部分があるのかなと。残っている部分が1カ月、2カ月でとらなくなると、どうしてもやっぱり伸び丈が大きくなってくるというふうに思います。そういう中で、町が多分そういうどうしてもやっぱり道路清掃が行き届かないところがあるというのは多分つかんでいると思うので、その辺を計画的にやっぱり町が計画に組み入れて、町がやっている除草や道路清掃を行うべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。
- ○議長(櫻井正人君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(櫻井昭彦君) お答えいたします。

地域住民でできるところできないところ、できないところについては、町のほうで当然町道の管理者として実施するわけでございます。それが協働ということではないかと思います。繰り返しの答弁になりますが、地域住民が管理できないところにつきましては、当然町で行うべきと考えております。

- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) 小さな2番目、車道の維持管理ですね、道路の路面の部分。車道の路面 管理についてですけれども、自動車で走行していて振動や騒音が発生するというところは、や っぱり修理の前提になってくると思うんですけれども、どのような段階で修繕に入っていくの か伺います。
- ○議長(櫻井正人君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(櫻井昭彦君) お答えいたします。

道路の補修につきましては、議員も御存じのように年間を通じての町道道路応急補修業務、 これを業者に委託しまして、パトロールを実施して早期発見、早期補修に努めているところで あります。

また、これも地域の皆さんとの協働の作業になるんですけれども、地域の皆さんからいただきました要望につきまして、状況を確認しながら、必要に応じて、道路の補修を実施しているという状況でございます。

以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) 緊急的な、応急的な補修、要は舗装路面で穴ぼこがあいてしまって、普通に車が通ると事故が起きるよといった中での緊急的な応急修理の部分と、やっぱりそこまでいかないんだけれども、路面が荒れているというところがあるんだというふうに思います。そういう意味では、そういう部分、今までも利府町職員は頑張って点検して維持管理を行っているということは理解したいというふうには思います。本当に御苦労さまです。

平成26年決算で、道路橋りょう維持に要した経費が約1億7,000万円、その中で町道及び生活 道路の維持修繕工事が3,480万円強と。あと舗装補修工事が730万円、合わせて4,200万円の事業 を平成26年度に行ってきました。年間5,000万円の事業額を確保して、随時応急ではなくて、路 面が荒れている、車が走るとガタガタ音がする。でこぼこがある、応急処置では多分そこまで 大きくはできないと思うんで、そういうところをやっぱり5,000万円の事業枠を確保して随時 整備していく考えはないでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(櫻井昭彦君) お答えいたします。

道路維持補修費の予算の確保についてでありますが、平成27年度の当初予算につきましては、約3,700万円程度確保しまして、維持管理に努めているところであります。幾ら予算があれば適正かということについては、なかなか難しいところがあるかと思います。必要に応じてそれぞれ補正予算等をお願いして、不足する分を補っているところでありますが、しかし、貴重な町税等の限りある財源を充当しての事業となっております。ほかの事業等の当然整合性なんかも図る必要があるのではないかと考えております。

- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) 3,700万円の枠を確保していると。決算で3,480万円。ただ、ザイカセ線

ですかね、舗装工事が730万円があったので、その分を入れてしまえば、それよりはやっぱりちょっと少ない。今、こういう路面のがたつきといいますかね、多分町民からは要望が来ているんだというふうに思いますけれども、その実舗装じゃなくて、路面のだがつきで補修に入らなければならないようなところ、多分路面的には車が走ることによって、わだちが緩くなっている部分も本当は改修に入っていきたいとは思うんですけれども、ただやっぱり走っただけでガタガタ音がする。それがそこに居住している人にとっては、「大分音が大きくなったよね、木村さん」という話はよく聞こえるんですよね。そういう要望箇所というのは今どのくらい来ているんでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(櫻井昭彦君) お答えします。

ちょっと今、何カ所あるかというデータがちょっとないので、大変申しわけないですけれど も、議員おっしゃるとおり、そういう要望、地域の住民の皆さんからいただいてはおります。 できる限り補修のほうを予算を確保して、実施はしておりますが、なかなか行き届いていない という状況は確認しております。

以上でございます。

- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) 9月定例会決算の議会だということを承知していますけれども、一番最初に言ったように、来年度に向けて、平成28年度に向けて、やっぱりどんな行政にしていくのか。どんな行政サービスをするのかというところも大事なところだというふうに思います。

1つは、このがたつきの、路面の荒れている話、もう一つは、横断走行があって、そこを通るために物すごく音が出ると。今思っているのは、永野議員いらっしゃいますけれども、永野のところのあそこの急な坂、小学校に抜ける道路、あの横断するところが2カ所あるんですけれども、あそこのところを通るたんびに大きな音が出る。スピードを緩めればいいんだよという話ですが、あの急な下り坂の中で、やっぱりブレーキをかけてもなかなかかけるんだけれども、それでもやっぱりがたつきがあると。やっぱりそういうところをパトロール員で点検するんじゃなくて、そこに住んでいる人たちから情報をもらうと。それが町内会からもらうと。あとはそこに居住している職員をそういう視点を持って点検をしながらやっていくということが必要なんだというふうに思います。そういう意味で、そういうことを要望しておきたいというふうに思います。

次に、生活道路での車両のスピードを抑制させる対策についてです。

シンドウ塩釜線、要はシンドウの堤のところから、上に上っていく道路、南からいわゆる上からおりてくる自転車のスピードが危険だという指摘がよくあります。自転車の左側通行の遵守とスピードを抑えさせることを呼びかける看板なんか設置することはできないんでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 生活安全課長。
- ○生活安全課長(村田政文君) 6番 木村議員にお答え申し上げます。

こちらただいま木村議員からお話がありましたこの路線でございますが、既にゆっくり走りましょうという注意喚起の看板を設置してございます。そういったことでは、現地の状況、再 度確認させていただきたいというふうに思っているところでございます。

- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) その看板は、要は、上から、下から上じゃなくて、上からおりてくるときに見やすい看板になっているんでしょうか。
- ○議長(櫻井正人君) 生活安全課長。
- ○生活安全課長(村田政文君) はい、お答え申し上げます。

こちらの看板なんですけれども、堤ため池というんですか、柚ノ木ため池から野中方面へ上 り坂側からの看板ということで、設置しております。

以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) 上り坂ですからね、その辺は、見やすい看板で効果を発揮できるように やっぱり看板も十分に検討してほしいなというふうに思います。どうしてもあそこのところの ため池から 2 本南からの道路から出てくるときに、やっぱり上から来る車と接触事故はないん だけれども、何か危ないよねという話があるので、ちょっとその辺で看板の向きを変えるだけ でいいのであれば、そういう注意を呼びかける。あと、自転車ですから左側通行になれば、西側を走ることになるので、東側から来る道路とは接触はしにくくなると思うので、その辺の対処をお願いしたいというふうに思います。

もう1点、十三本塚石切場線で、ヨークベニマルからササマチ塩釜線に抜ける道路、通行スピードが早すぎるという指摘が住民のほうが出されました。以前、危険な交差点でのカラー化によって、一時停止、徐行が励行されたということは素晴らしいことだというふうに思います。この地域でもそのようなことを検討することはできないか伺います。

- ○議長(櫻井正人君) 生活安全課長。
- ○生活安全課長(村田政文君) お答え申し上げます。

こちらの路線につきましては、これまでも地域住民の皆様から相談を受けてきております。 こうしたことを受けて、これまで塩釜署と安全走行の対応について協議をしてきております。 そうした中、平成26年度におきましては、車両の速度を減速させる効果があるとされる路面表示、または注意看板を設置しておりまして、今後も警察署と協議をしながら、最良の対策の確保に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- 路面表示、確かにされています。どんな路面表示がされているかという ○6番(木村範雄君) と、センターラインと、この路側線の部分に破線で少し幅を大きく、普通15センチの線なんで すけれども、30センチぐらいの大きい倍のやつにして、破線表示でカーブの部分ということで されていることは確認をしています。平成26年になって、私が聞いたのは平成27年なので、や っぱりそれだけでは多分効果を発揮する部分もあるんだろうとは思うんですけれども、住民に とってはもう少しスピードを抑えさせて、ヨークの手前の話、あとササマチ塩釜線を接続する 部分の手前からのところに何とかして欲しいということなんだというふうに私たちは理解して います。そういう意味で、やっぱり路側線とセンターラインでなくて、やっぱり横断線みたい なね、あんまり厚いものにしちゃうと、今度ガタガタ音がして、周りの人から車の通行車両の 音がうるさいということになるので、やり過ぎるとまた今度違う話になってくるんだと思うん ですけれども、やっぱりそれで先ほど言った交差点での近くの、うちの近所のお店屋さんとか あるんですけれども、やっぱりあそこで、結構やっぱりみんな落とすようになったんですね。 ある分だけやっぱり一時やっぱりゆっくり走ろうかといって、カーブを見ようかということに なったので、そういう意味ではそういう路面表示があるかと思うので、ちょっとその辺、もう 一つ、平成26年にやって、すぐやれというと、ちょっとあれなんですけれども、そういう方法 も検討できないかどうか伺います。
- ○議長(櫻井正人君) 生活安全課長。
- ○生活安全課長(村田政文君) お答え申し上げます。

そちらスピードの減速につきましては、いろいろ路面表示等の対応もこれまでしてきております。また、さらに一歩進めた話で聞きますと、現地指導なりというふうなお話しになってくるのかなとも思いますけれども、その辺も含めて、各路線の状況に応じて、路面表示することによって騒音の問題が発生するとか、振動の問題が発生するとか、新たな原因となることも考えられますので、その辺も含めて交通安全の走行につきましては、塩釜署と協議をしながら、

最善の策を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) それでは、小さな5番目、須賀地区避難路からの直接排水のところに移ります。

須賀地区の雨水対策について伺いたいと思います。

須賀地区避難路からの雨水排水は、居住地区の雨水排水とは別枠での排水を計画しました。 当初3路線での計画をしていましたが、現在は2路線に変更になっています。避難路線のため にも、雨水流水への増大にも対応することとしております。この対策の根幹となるのは、導水 管に木の枝や粗大物等、流れを妨げるものを流入させずに、速やかに排水させると。これが重 要になります。そのためにも、導水管の流入部にはスクリーンをつけて、粗大物を流入させな い仕組みをとっています。しかし、町内で、スクリーンをつけている箇所を降雨時に点検する と、スクリーンに木の枝や葉っぱが張りつき、流入口からあふれ出ている箇所を確認したこと があります。

そこで、質問ですけれども、須賀地区の雨水導水管布設工事では、スクリーンの設置数と維持管理をどのように行っていくのでしょうか、伺います。

- ○議長(櫻井正人君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(櫻井昭彦君) お答えします。

議員御指摘のスクリーンについては、おっしゃるとおり、大変大切な施設であります。それで、須賀地区の避難路からの導水管についてでありますが、設置するスクリーンは、それぞれに導水管が2カ所ございます。それぞれ2カ所設置しまして、合計4カ所のスクリーンを設置する予定であります。

また、維持管理につきましては、職員による定期的なパトロール、それから大雨警報等が発 令された際に点検など、あと既存のスクリーンがございますが、それと同様に適切な管理に努 めていきたいと考えております。

- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) 今、導水管は当初A、B、Cって3つあって、そのAとBを一緒にして、今2カ所ということになっているんですけれども、その流入口は3カ所を2カ所に減らしたということでいいんでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(櫻井昭彦君) 流入口は2カ所になっております。それぞれ2カ所ですね。
- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) ちょっと思い出しましたので、後でまた聞きにきます。

スクリーンというのはごみを流入させない装置ですけれども、ごみが付着し始めると、一気に機能を失ってしまいます。スクリーンにごみがねっぱったということは、そのまま行くところがなくなって、そうすると、あの避難路に降った上の水が一気に下の須賀地区の住宅地域の中におりてくるということになってしまいます。そのためには、降り始め時の確認、そして、最大降雨時の確認、降雨終了時の再清掃という、3つの段階が、最低でも出てくるのかなと。降雨時間が1日、2日も続けば、もっともっと回数は多くなると思うんですけれども、最低でもその3回ぐらいはやらなければならないということになると思います。

町の職員が行うということも必要ですけれども、町内会で応急補修業務を委託している会社 への委託ということもあると思うんですけれども、その辺は考えていないのでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(櫻井昭彦君) お答えします。

スクリーンの管理を町内会や補修業者にということでございますが、基本的には先ほどお答えしましたように、職員による維持管理で実施してまいりたいと考えておりますが、災害時等にどうしても職員が行えない場合、先ほどお話ししました年間を通じて、道路補償業務を委託しております業者に点検等を指示して、管理させることで万全な体制を確保していきたいと考えております。

なお、町内会への管理につきましては、この管理業務とはいえ、大雨時なんかはかなり危険 性を伴う業務となりますので、ちょっと難しいものがあるのかなと考えております。

- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) ちょっと維持管理の話になんですけれども、要は、町の職員が今維持管理をしますよというのは、雨が降り始める。あした雨が降るよというときに、前段で確認をしておくというのは町の職員でも多分できるのかなというふうに思います。問題は、もう雨が降ってきましたと。確認をしましたと。再度1回目の確認は町の職員がパトロールという形の中でしてもいいんでしょうけれども、本当に雨が降り始めたら、そのパトロールしている職員は多分どこか違うところで路面冠水がありましたとか、何かあったといったら、もう多分そこに

行くことは不可能なんだと思うんですね。そのときにでも、今一番、今までは須賀地区、山があって、木があって、草があって、雨が降ったら、多分100降ったら30ぐらいしか流れてこなかった分が、今回で、避難路をつくりました。山の木を全部切りましたと。そうすると、同じく100が降っても、今度は70、80流れて来るんだよとなったときに、今の導水管に、水が全部入り切らなければ、全てその須賀地区の今の居住地に一気に落ちてきてしまうと。居住地のほうは居住地のほうで、それを見据えた計画をしているわけではないですから、若干の雨量は見ているにしても、だって、あそこのスクリーンのところで山から来た水、避難路の上部の水は全てやっぱり導水管に入れなければならないというと、そこでの維持管理が必要になってくるのかなというふうに思います。

以前、私、議員になってすぐに、浜田地区の、浜田から赤沼に抜ける道路、ちょうどJRの線路があるんですけれども、その上の部分でスクリーンをつけて橋台を回して直角に曲げて90度曲げるというのは雨水関係ではだめなんですけれども、でも、そこにスクリーンをつけていったら、そのスクリーンも上から来た葉っぱ類が全部ねっぱって、路面にあふれて、そのまま落ちてきていた。幸いにしてそのときに大きな水害というか、家屋に入っていくというようなことはなかったんで、あのときにはよかったんですけれども、今度はもっと急な勾配で水が流れてくる。それはやっぱりそこできちんとやっぱり雨が降る前だけじゃなくて、雨が降っている最中も点検をしておかなければならない。カメラでもつけて監視しましょうかというのもあると思うんですけれども、多分そこまでよりはかえっている人に、町内会に見てもらっても、やっぱり除去作業したほうがいいよとかって、見てもらうようなシステムをつくっておかないと、やっぱりだめなのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長課長(櫻井昭彦君) お答えします。

大雨、降雨時の対応の件でございますが、パトロールの実情を申し上げますと、大雨時は、 今、浜田担当、須賀担当、それから内陸部の担当ということで、大きく3つのパターンで今パ トロールをしております。そのときに、須賀担当のパトロールが、そのスクリーンをチェック する。そういうことは可能ではないかと考えております。そういう関係から職員で対応してい きたいと考えております。

- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) まだ完成したわけではないので、もう少し時間があるのかなというふう

に思う反面、山を切った状況はもう完成と同じようにもう山を切ってしまっているので、舗装したことによって、水の流出係数が上がるというのはちょっとあるかもしれませんけれども、今出ももう岩盤の部分が割けだしているので、あそこからもう水が浸透するわけないので、そうするとやっぱり点検と維持管理、葉っぱとか、挟まったごみ類をとる作業は、やっぱりもう今からしておかなければならないのかなと。その辺はぜひ一度ちょっとこのごろ雨もそんなに少ないというのもあるんですけれども、そのときに見ていただいて、ぜひ対応してほしいなというふうに思います。ぜひ今の計画どおり機能を発揮して、水害の発生しないことを祈りたいというふうに思います。

6番目ですね。避難路の最大勾配、今回10%と聞いたんですけれども、それでいいのかということと。

道路計画に認められる最大勾配を一部本線の超す部分とかってやっぱり左右しているなというふうに思います。これから冬の時期になると、やっぱり除融雪が一番大事な道路管理になると思います。先ほど答弁でもありました除雪の融雪剤の散布もということでしたけれども、現在のこの除雪、融雪剤の散布業者、現在の体制で対応できるのかどうかを伺いたいと思います。

- ○議長(櫻井正人君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(櫻井昭彦君) お答えします。

今、避難路の除雪、融雪の関係でございます。

特に、浜田避難路につきましては、議員、御指摘のとおり、最大勾配が11.4%となっております。基準値である12%以内ということではありますが、大変な急な坂となっております。 その除雪の体制につきまして、現在のとおりでできるのかということでございますが、除融雪路線の配分の検討、それから業者をふやすとか、必要な措置を講じまして、現在の体制を拡充しまして、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) こちらはことしの冬じゃなくて来年の冬に間に合わせればいいということなので、ぜひ通ったっけ、通行どめになっていたということのないように、ぜひ検討していただいて、余り無理させると、業者さんも泣くと思うので、そういう負担にならないような形の中で、でも仕事はきちんとしてもらうような体制をぜひ組んでほしいなというふうに思います。

それでは、大きな2点目、待機児童の解消についてです。

私は、町議会議員の選挙の中で継続して取り組む課題として、保育施設の拡充は共働き世帯の大きな課題であると。保育所の待機児童は青山すぎのこ保育園の開設により解消されたが、ことしの3月定例会で待機児童が生まれていることが報告されたと。待機児童がいるということは、働きたくても働けないお母さんが生まれているということであると。3歳未満児の小規模保育を含め、保育施設の拡充を求めていく。安心して働くためには、安心して預けられる保育園、保育所の整備は保育を必要とする需要に合わせて整備することを求めていくと、選挙中に選挙期間中訴えてきました。さきの決算委委員会では、3月末で77名の待機児童がおり、年齢ごとの在籍人数ではゼロ歳児は他年齢児の半分の61名となっていると。現在の待機児童数は、先ほど90名強という話がありました。年齢別に、ゼロ歳から未満児が多いということだったので、年齢別の児童数、そしてあと、待機児童解消に向けてどのような対策を行っていくのかをお聞きしたいというふうに思います。

- ○議長(櫻井正人君) 子ども支援課長。
- ○子ども支援課長(櫻井やえ子君) 木村議員にお答えいたします。

待機児童の現状ということでございますけれども、10月1日現在の年齢別の待機児童を申 し上げたいと思います。

ゼロ歳児33名、1歳児45名、2歳児10名、3歳児6名、4歳児3名、5歳児1名、計98名の 待機児童が発生しております。うち、90%が3歳未満児というふうな状況になっております。

それから、待機児童の解消に向けた対応策ということでございますけれども、先ほど町長のほうからも答弁申し上げましたけれども、平成29年4月開園を目指しまして、今、民設民営による保育所整備を進めているところでございます。現在、保育所の整備に意欲のある事業者から申し出が出ておりまして、最終の審議、検討に入っております。定員は120名を予定しております。そのほかに、3歳未満児の保育の受け入れということで、国のほうではことし4月から新制度によりまして、小規模保育事業が実施されております。こちらのほうを利府町としても活用してまいりたいと思いますので、現在、町内にあります認可外保育所、5カ所のほうにも働きかけをしながら、できるだけ小規模保育所のほうに移行できるように呼びかけをしながら、受け入れの人数をふやしてまいりたいと考えております。

- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) 震災後に利府町への転入者もふえており、新中道の区画線の影響も考慮 すれば、待機児童対策というのは緊急の課題だいというふうに思います。今の児童数の関係で、

要は、定数に対して、今待機児童も含めて約200人があふれているというか、605名だったので。 若干10%割り増しとかで対応している分の現在の保育しているのが703名なので、本当の待機 児童は98名、でも、プラスこれからまだまだふえていくんだということを考えれば、保育園を 1施設つくっただけではちょっと対応できないのかなというふうには思うんですけれども、い かがでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 子ども支援課長。
- ○子ども支援課長(櫻井やえ子君) お答えいたします。

やはり3歳未満児の受け皿をこれからもどんどんつくっていかなくてはいけないのではないかなというふうに思っているところでございます。今現状として、町内の認可外保育所以外に、利府町で小規模保育事業を実施したいと、参入したいと、そういうふうな民間事業者からの声もありますので、できるだけそういう方々の利府町への参入を認めながら、拡大に図っていければなというふうに思っております。

以上でございます。

- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) 定数からいって、100名今オーバーしていると。今度、待機児童の分で98名で、200名になるのかと思うんですけれども、その分の保育士ですよね。ゼロ歳児は3人に1人、1歳、2歳児は6人に1人でしたっけ、という方でゼロ歳児だけでも10人の保育士を新たに雇用しないとできないという形になってくるんですけれども、その辺のやっぱり保育士の確保対策とかとかって考えているかどうか。
- ○議長(櫻井正人君) 子ども支援課長。
- ○子ども支援課長(櫻井やえ子君) お答えいたします。

保育士の確保、今本当に現状として大変問題視されておりまして、利府町のみならず、全国的にも保育士が確保できないことによって、保育の運営がうまくいかないというところの施設も大分あるというふうに聞いております。今、町単独で保育士の確保策を進めてはいない状況でございますけれども、今、国として、それから県として、やはりたとえば大学のほうでぜひ保育のほうの教育を受けた方々については、ぜひ保育所のほうにつくように、そういうふうな指導などもしておりますので、できる限り、保育士の待遇改善なども国のほうで呼びかけているところでございますので、たくさんの方に保育士になっていただけるような、そういう働き、国と一緒に進めていきたいというふうに思っております。

- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) 子育て支援事業で言えば、3歳以上児は幼稚園と保育園で対応して、未満児は小規模保育園での対応ということになります。この小規模保育園、現在十分稼働していないというか、今回は認可になっていないということなんですけれども、やはり、今聞くとやっぱりなかなか収入の分がという話をよく無認可の方からは聞きますけれども、もう少し何か町でやっぱり助成というか、その働く母親への助成も必要だけれども、預かるほうにだって、助成、援助が必要なんだというふうに思いますけれども、最後にその辺の援助対策、助成対策があるかどうかお聞きします。
- ○議長(櫻井正人君) 子ども支援課長。
- ○子ども支援課長(櫻井やえ子君) お答えいたします。

認可外保育施設につきましては、町のほうの補助金もありますので、そういう形で補助をするというふうなことで進めております。

それから、来年度、私たち、町の施策といたしましても、小規模保育事業所を2カ所、誘導 していきたいというふうに考えております。これに関しては、公的な国の補助金をいただきな がら移行に向けて推進してまいっていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

- ○議長(櫻井正人君) 木村節雄君。
- ○6番(木村範雄君) それでは、大きな3点目、安全保障関連法案ストップに向けてについてです。

私は町議会選挙の中で、次のように訴えてきました。

平和安全法制、私たちは戦争法案と言っているが、憲法で認めていない集団的自衛権行使を可能にし、日本から遠く離れた箇所でも戦争することになる。私は自分の子や孫が戦争で人を殺し、殺されることが想定される戦争法案には断固反対していく。憲法学者の9割が憲法違反と言い、内閣法制局長官も違憲と言っている。1万1,218の学者や18の大学に加え、宗教界や日本弁護士会、青年、女性の各層で批判の声が広がっている。戦争法案は、参議院の強行採決か衆議院の3分の2での再議決しかない。世論でさらに包囲して、安倍政権を身動きできない状況に追い込み、採決できない状況をつくり、廃案にさせようというふうに言ってきました。

震災で救援活動に頑張った若き自衛隊員を戦地に送るわけにいかない。若者と戦地に送るな。 孫や子を戦地に送るな。と訴えてきました。

しかし、参議院の特別委員会では、議事録もとれないような状況の中で強行採決が行われま

した。このような非民主的な運営が行われた中で、安倍自公政権に求めるのは憲法に従う政治を行うことであり、それが立憲主義であります。選挙で多数をとったから何をしてもいいというのは立憲主義を否定する独裁政治への道にほかなりません。というふうに訴えてきました。 そこで、町長にお尋ねします。

憲法学者の9割が憲法違反と言い、内閣法制局長も違憲と言っている中で、憲法に反する法律であれば、違法であると思いますが、町長はどう思っているでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 町長。
- ○町長(鈴木勝雄君) 木村議員の御質問にお答えを申し上げます。

この問題は、あたかも国会の論戦のようでありますが、このことは、あくまでも我々の民意の代表である国会議員が決める話でありますが、ただ、憲法違反かどうかというのは、学者の意見ではなくて、最高裁判所の判断だという論法もあるわけであります。そういったことで、大多数の方々が反対されるとおっしゃいますが、反対の声は非常に大きいです。ところが、ある新聞社のアンケート調査では非常に拮抗しているということでびっくりしました。つまり、今この国際社会の中で、周辺国の危機管理、危機感が非常にある。今力の外交、そういった意味で、法整備をして、日本を守る整備しなければならないという議論に多くの方が理解している。逆に改めてそういうことがわかりました。

ですから、今ここで憲法学者の反対論、いろいろな方が反対の、我々一般人は反対しても全然問題になりませんが、有名な方がやると、大変〇〇さんも〇〇さんもというふうになりますが、そういったことから、今この国民の世論が全く2分化しております。そして、いろいろな意見があります。そういった中で、私が反対意見を唱えるのはいかがなものかなということを先ほどから申し上げているわけでありますが、確かに反対するのも一理あるんです。しかし、賛成のも一理あるということを御理解をお願いしたい。

- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) 町長に求めた答弁はそこではないんですね。反対しているのに9割があるんですよ。ただしそこを町長に聞いているんじゃなくて、町長に聞いているのは、憲法に反する法律であれば、違法であると思いますがいかがでしょうかと聞いているんですね。
- ○議長(櫻井正人君) 町長。
- ○町長(鈴木勝雄君) くどいようですが、それを違法、憲法違反かどうか判断するのは学者じゃなくて、最高裁判所の判例だという御意見もあることを御理解をいただきたい。
- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。

○6番(木村範雄君) 言葉だけ聞いてください。

中身を聞いているんじゃなくて、憲法に反する法律であれば違法であると思いますけれども、 町長はいかがでしょうかと聞いているんです。その後ろのほうを聞くと、なってしまうので、 まず憲法に反する法律であれば違法だよねという答えをそこだけ聞きたい。憲法論ですから、 これ。

- ○議長(櫻井正人君) 町長。
- ○町長(鈴木勝雄君) 理論的に言えば、違反であれば違反だと思います。
- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) 町では国に……、済みません。憲法に反する法律は違法だということを ここ全体が多分憲法の話ですから、ここでそうでないという話は聞かないので。そういうふう に憲法がなっているということをまず確認したいと思います。

町では、国の委任事務で自衛隊の募集業務を行っております。県北の町長は、町の募集業務で自衛隊になった若者を死なせるわけにはいかないと。戦争法案には反対すると表明されました。利府町の町民が自衛隊員となり、最悪の事態になったときは、国が対応することであり、町が特別なことはすることはないと考えているのか町長に伺います。

- ○議長(櫻井正人君) 町長。
- ○町長(鈴木勝雄君) これは平行線です。この前から何回も何回も堂々めぐりであります。つまり、戦争にならないようにするのも自衛隊の役目ということを御理解をお願いしたい。何でもかんでも自衛隊というのが行って、戦争をするんじゃなくて、攻めてきた場合に守るための戦いをするのも自衛隊。ですから、いろいろな解釈によっては木村議員との絶対この接点がありません。平行線です、どこまでも。私の考えはそうです。
- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) 解釈ではない。今回の自衛隊、町の募集に応じて自衛隊に行った人がもし亡くなりましたというときに、それは国のことだから、町が特別なことをすることはないと考えているかどうかを聞いているんです。解釈ではない。だから、国の事務だから、もうちょっとだから、30秒だけ……、素直に答えて。
- ○議長(櫻井正人君) 町長。
- ○町長(鈴木勝雄君) 先ほどから全く素直に答えておりますが、要するに戦争を行わないようにするのが国会議員の仕事でありますから、戦争を起こることを前提に自衛隊を皆さんどうするかじゃなくて、それを守るために頑張ってもらうのを我々が逆に自衛隊にお願いして、国民

がお願いして、そして外敵を防ぐ、今周辺国、具体的には言いませんが、本当に話にならないというような、今までと違って、そのための国がこういうふうに動いたものと思っています。全く……、いいですか。これはきっと木村議員は私の意見を理解しないと思います。それでいいんです。お互いにみんな御意見違いますからね。私の意見なそうです。

- ○議長(櫻井正人君) 木村範雄君。
- ○6番(木村範雄君) 聞かれたことに答えてほしい。私はその背景を行っているんじゃなくて、 自衛隊員が利府町の募集に応じて自衛隊に行った人が、もし亡くなったときに、それは国のこ とだから、町は何もしないよというのか、町はやるよというのかを聞いているのが1つ。

もう時間ないので、最後に、それも含めてあと答弁してください。

町長の立場では町民の健康を守り、安全安心な利府町をつくるためにも、安全保障関連法の 成立を受けて、戦争法廃止のために動き出すべきだというふうに思います。さっきの分も含め て町長の意見を聞いて終わります。

- ○議長(櫻井正人君) 町長。
- ○町長(鈴木勝雄君) これは絶対一致する考えはありませんけれども、木村議員の話だと、私は一部の反対、先ほど言ったように反対賛成が拮抗している。新聞社のアンケートによると。ですから、私、最初は国会周辺では大規模なデモが起きているので、国民が全部反対しているのかなと思っていましたら、反対の声が大き過ぎるんですね。結局マスコミの新聞では非常に拮抗しているということを聞くときに、やっぱり冷静も国民も日本の国をどう守るか、そして自衛隊の人にどうやって働いてもらうか、ちょっと真剣に考えている人もいると。そして、万一の場合は、やっぱり自衛隊に入れば、恐らく自衛隊の皆さんは、命のことについては、さらに誓約書があると思っています。万一の場合は命をかけて戦うよという誓約書があると思います。それは、当然、覚悟して入っているわけですから、だから、そういったことをないようにしてもらうのが、我々が国政に求める。それが一番の方法じゃないですか。じゃないと、この抑止力がなかったら、今どんどん外国が本当に我々国民をここまで俺の島だ、ここも俺の島だ、そういう国がある限りは、ある程度防衛力で抑止しなければならないと。そういう私の考え、これはあくまでも木村議員と一致しません。申しわけありません。
- ○6番(木村範雄君) 時間がないので終わります。
- ○議長(櫻井正人君) 以上で、6番 木村範雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開は14時25分といたします。

午後2時13分 休 憩

午後2時24分 再 開

○議長(櫻井正人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 鈴木晴子君の一般質問の発言を許します。鈴木晴子君。

[1番 鈴木晴子君 登壇]

○1番(鈴木晴子君) 1番 公明党の鈴木晴子でございます。

今回の一般質問は今後ますます重要な課題となってくる高齢者福祉について、2点にわたり 通告書どおりに質問させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、第1点目は、認知症はい回対策についてです。

厚生労働省は、全国で認知症患う人の数が2025年には700万人を超えるとの推計値を発表しております。65歳以上の高齢者のうち、5人に1人が認知症にり患する計算となっております。認知症高齢者の数は2012年の時点で全国に約462万人と推計されており、約10年で1.5倍にもふえると予測されております。本町においても、高齢化が進む中、全国比と変わらない数での認知症患者の増加が見込まれると思われます。中でも、介護者の負担が大きいのが認知症患者のはい回であり、24時間見守ることは難しいため、思わぬ事故につながりかねないのが現状です。

2014年6月の警察庁の発表で、行方不明者数は1万322人に上ることがわかりました。1年間に1万人以上もいるということです。その中には、残念ながらお亡くなりになられた方もいらっしゃったようです。また、介護をしている家族が困っていることの半数近くが、はい回や、目を離せないこととのアンケート結果もあります。介護者の負担を減らし、要介護者の安全を守るためにも町として早急な対応策が必要ではないでしょうか。

平成27年度の町長の施政方針では、高齢者に対する見守り体制の強化や、地域における生活 サポート体制の構築に努めるとありますが、次の点を伺います。

- (1) 今後認知症患者の増加に伴い、はい回する認知症患者がふえると見込まれる中、介護者の負担を減らし、要介護者の安全を確保するためにも、地域、企業、行政がともに連携し合う、はい回SOSネットワークの構築を急ぐべきと考えますが、いかがでしょうか。
- (2) 認知症患者がはい回した際に、GPS機器を持っていれば、すぐに場所を特定できるシステムがあります。このGPS機器による位置情報検索サービスを利用する認知症交流者等を介護している家族等に対し、初期費用、使用料等助成を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、地域包括支援センターの充実について伺います。

厚生労働省の発表では、2025年には、65歳以上の全国の高齢者数が3,657万人、高齢化率は30.3%と予想されており、諸外国に例を見ない速さで超高齢化が進んでおります。国立社会保障・人口問題研究所の発表によりますと、本町のおいても2025年には、高齢化率が26.6%と全国比と変わらない速さで高齢化が進むと思われます。地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進していく上で、地域包括支援センターの役割はとても重要になってくると思われます。中でも、地域住民、特に高齢者にとって、わかりやすく、相談しやすい体制運営が重要となってきます。次の点を伺います。

広く町民に事業内容を知っていただくため、保健福祉センターの入口、門前と玄関前に、地域包括支援センターの事業内容を分かりやすく表記した看板を設置すべきではないでしょうか。

- (2) 現在の地域包括支援センター設置の状況について、保健福祉センター内の窓口とは別な場所にあり、すぐに相談できる体制とは言えない状況です。ワンストップサービスで、相談しやすい体制を整えるべきと思いますが、そのお考えを伺いいたします。
- (3) ほかの市町村では、地域包括支援センターを住民に理解を図っていくために、親しみやすく、わかりやすい愛称、シンボルマークを設定しております。本町としても取り入れてみてはどうか伺います。
- (4) 高齢化が進行する中で、それに伴う相談件数の増加や、困難事例への対応を図るために、休日、夜間の対応を整えるべきではと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2点について質問いたします。

- ○議長(櫻井正人君) ただいまの質問について、当局、答弁願います。
 - 1、認知症はい回対策について、2、地域包括支援センターの充実について、いずれも町長。町長。
- ○町長(鈴木勝雄君) 1番 鈴木晴子議員の御質問にお答えを申し上げます。
 - 第1点目の認知症、このはい回対策についてのお尋ねでございますが、まず、(1)のはい 回SOSネットワーク構築についてでございます。

今後、高齢化社会が進む中で、認知症高齢者の方々がますます増加するものと予想されているところであります。認知症の方が町外で保護されるケースも想定されることから、塩釜地区の二市三町における広域的な取り組みができないか、これまで種々協議をしてまいりました。しかし、この他の市町では、それぞれ独自に運営をしていることから、現時点での広域運用は難しく、今後の課題とされたところであります。本町といたしましても、早急なこの基盤づくりが必要と考えまして、警察、消防、タクシー会社などに加えまして、コンビニ、あるいは宅

配便、集客が多い店舗、町内を回ることが多い事業者などの職種に加えたネットワーク構築について、今検討しているところでございます。

(2)のGPS機器による位置情報検索サービス利用者の初期経費、使用料等助成についてでございますが、民間の警備会社などでは、既に高齢者のはい回による事故などへの対策に対応するサポートサービスを提供をしているようでございます。本町でもGPSによる位置情報サービスは、有効な手段の1つとして考えておりますが、まずは、先ほど申し上げましたSOSネットワークの運用、あるいは高齢者を支えるための地域での見守り、また、認知症サポーターの要請など、高齢者の方々が安心して生活できる地域づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いを申し上げたいと思います。

第2点目の地域包括支援センターの充実についてでございますが、(1)、(2)とは関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

本町の地域包括支援センターにつきましては、利府町社会福祉協議会に委託をしております。 利用者の利便性を考慮いたしまして、保健福祉センター内に設置しているところでございます。 また、相談される方への案内や要望につきましては、保健福祉センター内に設置されているこ とから、窓口担当の町職員が取り次ぐことで相談等も円滑に行われているものと考えております。

なお、看板設置につきましては、地域の皆様にとって事業の内容等がわかりやすい表記の看板の設置を検討していきたいと考えております。

(3) の愛称、シンボルマークについてであります。

平成18年度の設置以来、広報紙や、回覧、ホームページ等によって周知しているほか、各事業実施の際には、その都度地域包括支援センターの説明をさせていただきながら、この名称についても定着してきたものと感じております。今後もより住民の皆様方に地域包括支援センターを御理解いただけるように、周知に努めてまいります。

(4)の休日、あるいは夜間の対応についてでございますが、平成18年度の地域包括支援センター開設当初から、業務時間外の相談等については、電話の転送等によりまして、対応できる体制をとっております。随時相談にも応じておりますので、御理解をお願いをしたいと思います。

- ○議長(櫻井正人君) ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木晴子君。
- ○1番(鈴木晴子君) では、1点目から再質問させていただきます。

先日、ある地域をうかがった際に、道端で初対面にもかかわらず、人なつっこく話しかけてくる老人に会いました。一通り話を終えると、またすたすたと通り過ぎて行きました。その後にその後ろからおじいさんにわからないように、ついて歩く女性がいました。余りにも真剣な表情でおじいさんを見守っていたので、「どうしてのですか、何かあったのですか」と伺うと、その女性は、「どこか認知症のはい回を見守ってくれるところはないのでしょうか」と、言って、すぐにまたおじいさんについて行ってしまいました。顔にはかなりの心労があらわれていて、切羽詰まっているようでした。

このように、実際に今、現在、困っている方がいらっしゃいます。 (1) のはい回SOSネットワークについてですが、先ほど町長より御回答がありましたように、高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画の中にも盛り込まれており、平成29年度までには構築する方向で動いているかとは思いますが、現在、既に困っている方が現実にいらっしゃいます。いつ運用となりますでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(菅井百合子君) 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

はい回SOSネットワークの構築につきましては、先ほどの町長の答弁にもございましたように、今、構築に向けた検討のほうを進めているところでございます。できるだけ早い時期というふうには考えておりますが、年内中にはそういったものの構築をできるようにしたいというふうに考えているところでございます。

- ○議長(櫻井正人君) 鈴木晴子君。
- ○1番(鈴木晴子君) 本当に今現在困っている方がいらっしゃいますので、ぜひ早期の運用を お願い申し上げたいと思います。

運用するに当たりまして、何点か質問させていただきたいと思います。

地域の見守り体制の中でさまざまな関係機関に見守りをお願いすることになるかと思います。 先ほど町長からの答弁にありましたが、協力関係機関は、具体的にどのような機関を考えてい らっしゃいますでしょうか、教えていただけますでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(菅井百合子君) お答え申し上げます。

見守りをする関係機関ということでございますが、消防、警察、あるいはタクシー事業者、 町内の商店街、コンビニ、あるいはもし御協力いただけるのであれば、宅配事業者、そういっ た方で、町内で移動されている方をできるだけその発見できるような体制の構築というものに

御協力いただける方をネットワークの御協力事業者ということで、今検討のほうをしていると ころでございます。

- ○議長(櫻井正人君) 鈴木晴子君。
- ○1番(鈴木晴子君) お答えの中にぜひ足していただきたいなと思うところが郵便局であったり、あと飲料、牛乳とかを配達してくれるところだったり、あとは新聞を配達してくれるところであったり、ガソリンスタンドであったり、本当に多くの関係機関をぜひ検討していただければなと思いました。協力関係機関の皆様へ、認知症高齢者との接し方を学んでいただくためにも、認知症サポーター養成講座の受講を促すように取り組んでいってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(櫻井正人君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(菅井百合子君) お答え申し上げます。

認知症のサポーターの養成講座のほうを受講されて、認知症をより理解いただいてはということでございました。当然、そういったものも協力事業者さんのほうに促しをしていって、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(櫻井正人君) 鈴木晴子君。
- ○1番(鈴木晴子君) 実際運用するに当たりまして、協力関係機関の皆様の認知症についての理解度も本当に非常に大事になってくることと思いますので、本当に促進をお願いしたいと思います。

このはい回SOSネットワーク事業を既に運用している自治体が616市区町村あります。その中で、協力機関へはい回SOSネットワーク協力機関と書いてあるステッカーを配布している自治体があります。このようなステッカーなんですけれども、町の中にこのようなシールが掲示されることにより、さらに町民の皆様への認知症はい回SOSネットワークについての啓発にもつながっていくと思われます。ある町では、このステッカーを認知症対策の新オレンジプランに基づきまして、オレンジリングの中に絵をデザインしてありました。そのデザインも若い世代の方に理解していただこうと地元の中学校の美術部にデザインしていただいたということです。本町においても、取り入れてみてはいかがでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(菅井百合子君) お答え申し上げます。

認知症のはい回SOSネットワークの運営に当たりましては、現在、その有効な方法であっ

たりというのを検討しているところでございます。御提示のあった内容についても検証のほう をさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(櫻井正人君) 鈴木晴子君。
- ○1番(鈴木晴子君) ステッカーが張られることにより、利府町は高齢者に優しい町との印象も強くなってくると思います。ぜひ御検討をお願いいたします。はい回の通報があった際、関係機関には、主にファクスまたはメールでの連絡となるかと思いますが、関係機関のほかに個人の方へもメールでの連絡ではい回している認知症高齢者の方を探していただくメールシステムを運用している自治体があります。携帯電話、パソコン等の電子メールアドレスを登録し、捜索協力依頼のメールを受け取った場合に、可能な範囲で捜索のための情報提供に御協力いただくシステムです。本町においても、メールシステムを導入してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

また、メールシステムの模擬訓練を行っている自治体もあります。こちらも実施してみては いかがでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(菅井百合子君) これまで運用している自治体、近隣の自治体ですと、SOS ネットワークの運用につきましては、ファクシミリが主とか、メールが主流になっているところでございます。メールでの個人での捜索への協力ということでございますが、利府町のほうではメールマガジンのほうを活用して、これまでそういった形で御協力を依頼しているというケース等もございます。ただ、メールのアドレスについては、個人の御了解だったりとか、そういった課題等もございますので、そちらについては研究のほうをさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(櫻井正人君) 鈴木晴子君。
- ○1番(鈴木晴子君) ぜひメールシステムの導入もしていただいて、また、模擬訓練も行っていただくと、さらにはい回SOSネットワークについての理解が深まると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

はい回が発生した場合、はい回者の家族や顔見知りの近所の人が顔を見ればすぐにわかりますが、その他の人は特徴を聞いてもなかなか特定できないと思われます。その人が本当に捜索 願いが出ている人なのか、また、夜間ははい回者の写真を持っていても、発見が困難になりま

す。このようなことを回避するためにも、事前登録した番号や、自治体名等を印刷した反射材、ネームシールを取り入れて、運用している自治体があります。高齢者の靴のかかとや、杖に張るステッカーです。昼間はステッカーが蛍光色なのでわかりやすく、夜間は車のライトなどで反射し光るので、発見しやすく、交通事故防止にもなります。はい回者本人が名前や住所を言えない場合や、また、捜索者が声をかけなくても自治体名の入ったステッカーや登録番号等から捜索願いが出ているはい回者と確認がすぐにできるので、身元不明にもならないとメリットが多いと思います。

埼玉県の富士見野市では、ことしの7月から運用し、翌月の8月にはこのステッカーをつけた行方不明者が保護され、早速効果を発揮したそうです。本町においても取り入れてみてはと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(菅井百合子君) 御質問の内容につきましては、認知症対策の一環かというふうに考えております。町のほうでもオレンジプランに基づきまして、認知症対策、そちらを平成29年の4月までいろいろな内容について整備をするということで、今考えておりますので、そういった中でどういった認知症対策が有効なのか、検証した上で、整備のほうを進めていきたいというふうに考えているところでございます。
- ○議長(櫻井正人君) 鈴木晴子君。
- ○1番(鈴木晴子君) ぜひ検討していただければと思います。このステッカーですけれども、 本当にメリットが多くあると思いますので、導入のほうをお願いしたいなというふうに思います。

次に、(2)のGPS機器の助成についてですが、先ほどの町長の答弁では、はい回SOSネットワークのほうを先にというお話ではありましたが、このGPSのほうも本当にすばらしい検索システムですので、導入していただければなと思いますが、実際、要介護者がGPS機器を手続をどこにしたらいいのか、またGPS機器により位置を検索できるシステムがあるということ自体わかっている要介護者は少ないのではないかと思います。町が助成事業を行うことにより、このようなシステムがあるということがわかり、要介護者の精神的負担も軽くなると思います。GPS機器に対しての助成ですが、平成26年度現在で実施している自治体は345市区町村あります。助成の仕方はさまざまでしたが、毎月735円を助成しているところ、また、毎月540円を助成しているところ、また、初期費用1回のみ7,350円を助成しているところなどでした。群馬県の高崎市では、無料で導入しているということでした。

実際、事業者に申し込みをしますと、経費はGPS機器をレンタルし、使用できるまでに初期費用として7,400円毎月は900円です。ぜひ検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(菅井百合子君) お答え申し上げます。

GPS機器による位置情報サービス利用に係る助成ということでございますが、そういったものについても認知症の対策としては1つ有効な手法であるというのは、我々も認識はしているところでございます。ただ、先ほど議員のほうからもお話がありましたように、全国の市町村の中で、まだ導入している自治体、345自治体になっているかと思います。宮城県内では今のところ実施している自治体のほうはございませんでした。いろいろな社会環境の整備とかがございますので、都市部のほうではそういったものは活用されている自治体があるようでございます。幸い利府町のほうでは、やはり地縁といいますか、地域コミュニティが都市部よりもきちんとできているというのもありまして、隣近所顔見知りで、きちんとそういった認知症の方がいたときの対応とかもこれまではできていた部分があったのではないかなというふうに考えております。

ただ、そういった中で不足する部分をこれからSOSはい回ネットワーク、そういったものを構築をして、整備をしていきたいというふうに考えているところでございますので、その地域力、そういったものを活用しながら、認知症対策のほうを進めていきたいということで現在のところは考えているところでございます。

- ○議長(櫻井正人君) 鈴木晴子君。
- ○1番(鈴木晴子君) すぐには助成の体制を整えるのが難しい、またはい回SOSネットワークを構築するのが先だというのであるというふうな回答ですので、ぜひ、このような困っている方が役場に問い合わせがあったときに、GPSのこういうシステムもあるんですよというように紹介していただくような形にはできますでしょうか。
- ○議長(櫻井正人君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(菅井百合子君) 確かに県内の事業者でもGPSの検索機能をやっている事業者は幾つかあるということは我々も認識をしておりました。そういったことで、御要望、そういったものを活用したいという御意見があれば、御紹介をさせていただくことはできるかなというふうに考えております。

- ○議長(櫻井正人君) 鈴木委員、もう少しマイクを縦に上げてしゃべってください。 鈴木晴子君。
- ○1番(鈴木晴子君) 認知症対策の新オレンジプランの中に、認知症高齢者等に優しい地域づくり、認知症の人が住みなれた地域で自分らしく暮らせる地域づくりを推進とありました。ぜひこの思いで推進していただければと思います。

次に、2点目の地域包括支援センターの充実についての再質問です。

団塊の世代の皆様からかは、このまま利府町に住み続けられるのだろうかと、不安だとの声を多く伺っております。地域包括支援センターを充実し、また、充実したことによって、高齢者の方を常に大事にする姿勢がそのまま利府町定住につながっていくと思います。

では、今、現在、どの程度町民の皆様が地域包括支援センターについて理解しているのでしょうか。どの程度周知がなされているかを知るため、地域の皆様約60名の方へ、地域包括支援センターについてアンケートを御協力いただきました。簡単な3間です。①地域包括支援センターを知っていますか。②名前から何をするところか想像できますか。③どこにあるかわかりますか。の3間です。私自身も結果を見て驚きましたが、かなり低い数値になりました。

まず、①の地域包括支援センターを知っていますか。の問いでは、20%の方々のみが知っていました。②番の名前から何をするところか想像できますか。との問いでは、4%の皆さんしかわかりませんでした。③のどこにあるかわかりますか。の問いでは、また20%という結果でした。

この結果は、全ての皆様へのアンケートではないので、多少の誤差はあるかと思いますが、 どの程度周知されているのかの目安になるかと思います。

そこで、先ほどの(1)の広く町民に事業内容を知っていただくために、看板の設置をし、 事業内容をわかりやすく表記することによって、町民の皆様の関心も高まり、地域包括支援センターについての理解も深まり、場所もわかるようになると思います。仙台市管内の地域包括支援センターは、道路沿いに大きく地域包括支援センターと書いてあり、すぐに入って、相談できそうな体制になっておりました。すぐに相談できる安心感がとても大事だと思います。利府町高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画の中で、地域包括支援センターを日常生活圏域を中学校圏域の3圏域とし、地域包括支援センターのあり方や、体制づくりを図るとありましたが、この3圏域になるのはいつごろになりますでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(菅井百合子君) お答え申し上げます。

第6期介護保険事業計画の中で、中学校区ごとに包括支援センターの検討をするということ で掲げております。計画期間中の設置ということで考えておりますので、平成29年度の年度末 までには設置をしたいというふうに予定しているところでございます。

- ○議長(櫻井正人君) 鈴木晴子君。
- ○1番(鈴木晴子君) ぜひ3圏域に分かれた際には、それぞれに看板の設置をお願いしたいと 思います。

次に、(2)地域包括支援センターの窓口をワンストップでとの質問ですが、今現在、地域包括支援センターに用があり、伺った方は保健センターの窓口に一度声をかけてからセンターの中に通されるようになっている状態かと思います。私も注意して、保健センター内を見回しましたが、実際、児童ドアをあけて、すぐにはどこに地域包括支援センターがあるかわかりませんでした。先ほども申し上げました仙台市やまた、多賀城市の地域包括支援センターは、既に地域に配備されており、道路からもとても見やすい場所に看板も設置されており、ドアをあければ、すぐにセンターの方に会えるようになっています。本町としましても、受付窓口をセンターの方の顔が見える状態にはできませんでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(菅井百合子君) お答え申し上げます。

現在、地域包括支援センターにつきましては、保健福祉センター内に設置のほうをさせていただいているところでございます。できるだけ来庁された方に御不便をおかけしないようにということで、お声かけをいただいた際には、町の職員が包括支援センターの職員に声がけをして、窓口のほうに来ていただいて、そこで対応していただいているということでさせていただいているところです。建物の構造的な問題等もございまして、包括支援センターをなかなか現在の窓口のほうで設置をするというのが難しいような状態になっているところでございます。今後、包括支援センターにつきましては、増設をする予定でございますので、そういった際には、皆さんの生活圏に近いところでもっと身近な相談窓口となるようなセンターの整備というのを心がけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

- ○議長(櫻井正人君) 鈴木晴子君。
- ○1番(鈴木晴子君) 分かれた際には、顔が見えるようになるということで、本当にそのようにしていただければなと思います。
 - (3) の地域包括支援センターのわかりやすい名称ですが、先ほどのアンケートの②の名前

から何をするところか想像できますか。との問いで、4%とかなり低く、名前からは高齢者の相談所とは分かりづらいのが現状かと思われます。ほかの市町村では、地域包括支援センターの名称を安心相談センターや、長寿安心センター、シニアサポートセンターなど、すぐに何を相談できるか、名称だけでわかるよう、愛称を設定しております。この愛称ですが、ほとんどの市町村では広く皆様にわかっていただくために、公募で決定しております。本町でも町民の皆様への募集で決定してみてはいかがでしょうか。

また、高齢者を大事にするという心を町民の皆様で共有していくためにも、シンボルマーク の募集で決定してはいかがでしょうか。

- ○議長(櫻井正人君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(菅井百合子君) お答え申し上げます。

愛称を取り入れてはどうかという御質問でございますが、地域包括支援センターにつきましては、平成18年に設置をしてスタートした事業所でございます。これまでも地域包括支援センターをより多くの方に御理解いただけるようにということで、啓発のほうに努めてまいりました。今では、包括ということで、皆さんに我々としては大分御理解をいただているんじゃないかなというふうに理解をしております。ただ、議員のアンケートのほうでは、まだまだ御理解いただけないところが多いということでございましたので、これからも包括支援センターのほうをできるだけ御理解いただけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

やはり、包括ということで親しんでいただいていますので、それを変えることによって逆に 混乱される方もいるのではないかということで、我々としても考えておりますので、現在の名 前をできるだけ広く皆さんに周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。 以上でございます。

- ○議長(櫻井正人君) 鈴木晴子君。
- ○1番(鈴木晴子君) 実際使用した人はわかっている方も多かったんですけれども、やっぱり 4%という中では、かなり低い数字ですので、本当にこれからの広告活動というか、広報活動 を本当に大事になってくるのではないかなというふうに考えておりますので、今後ぜひ考えて いただければなと思います。

地域包括支援センターを町民の皆様に知っていただき、さらに充実していくことが今後の超 高齢化社会を迎えるに当たり、今まで以上に重要になってくると思います。ぜひ質問事項を含 めまして、さらなる充実をお願い申し上げ、私の質問とさせていただきます。

○議長(櫻井正人君) 以上で、1番 鈴木晴子君の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、あすは定刻より会議を開きますので、御参集願います。

どうも御苦労さまでした。

午後 2時58分 散 会

上記会議の経過は、事務局長阿部善男が記載したものであるが、その内容に相違がないこと を証するためここに署名する。

平成27年10月8日

議長

署名議員

署名議員